

平成 29 年度  
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における  
現地情報の収集(熱帯地域)  
報告書

抜粋  
〈〈ラオス人民民主共和国〉〉

平成 31 年 3 月

林野庁



平成 29 年度  
「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における  
現地情報の収集（熱帯地域）  
報告書 目次

本国別報告書の抜粋（要約）箇所

<b>1</b>	<b>報告書の概要</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>事業概要</b>	<b>3</b>
2-1	事業の目的	3
2-2	事業の実施内容等	3
2-3	事業の実施体制	4
2-4	事業の実施スケジュール	6
<b>3</b>	<b>クリーンウッド法の概要</b>	<b>9</b>
3-1	基本方針	9
3-2	合法性の確認方法	9
<b>4</b>	<b>生産国における情報の収集</b>	<b>13</b>
4-1	フィリピン	15
4-2	タイ	115
4-3	ブラジル	191
4-4	エクアドル	247
<b>4-5</b>	<b>ラオス</b>	<b>297</b>
<b>5</b>	<b>国内調査</b>	<b>379</b>
5-1	目的	379
5-2	方法	379
5-3	結果	379
<b>6</b>	<b>調査委員会</b>	<b>383</b>
6-1	第一回調査委員会	383
6-2	第二回調査委員会	388
6-3	第三回調査委員会	393
<b>7</b>	<b>事業者向け報告会</b>	<b>397</b>

7-1	報告会概要	397
7-2	参加者	398
7-3	別添資料	398
	別添資料 1 報告会チラシ	399
	別添資料 1 報告会発表資料	400

## 1 報告書の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行された。

本法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するためには、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を緊急に充実させる必要がある。

本報告書は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）事業の実施結果について以下のとおり報告する。

第2章で本事業の概要について説明し、第3章で「クリーンウッド法」の概要を示す。本事業の対象国（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）における調査結果は、第4章で取りまとめる。第5章では、対象国での調査を効果的、効率的に行うために実施した国内調査について報告する。第6章で、本事業において実施した3回の調査委員会について取りまとめ、第7章では、平成31年3月8日に開催した事業者向け報告会について報告する。

なお、別冊に対象国での調査を実施したコンサルタント（表1-1-2参照）が提出した各国報告書（英語）（フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス）を掲載する。



4-5 ラオス

ラオス人民民主共和国





# 目次

ラオス人民民主共和国.....	1
<b>1 ラオスの林業セクターの概観.....</b>	<b>7</b>
1. 1 ラオスの森林資源.....	7
1. 1. 1 森林の植生のタイプと主要樹種.....	7
1. 1. 2 土地利用タイプ.....	9
1. 1. 3 ラオスの森林面積.....	10
1. 1. 4 森林と林地の保有権.....	11
1. 1. 5 認証林面積.....	13
1. 2 木材および木材製品の主要サプライチェーン.....	15
1. 3 森林管理および収穫セクター.....	16
1. 3. 1 木材ソース.....	17
1. 4 木材加工セクター.....	19
1. 4. 1 木材加工業者.....	19
1. 4. 2 木材加工業者の組織.....	20
1. 4. 3 木材製品の種類と数量.....	21
1. 5 木材製品の取引.....	22
1. 5. 1 数量と金額.....	22
1. 5. 2 樹種.....	23
1. 5. 3 植林地由来の木材製品の取引.....	25
<b>2 関係政府機関の概要.....</b>	<b>28</b>
<b>3 森林に関する法令の概要.....</b>	<b>32</b>
3. 1 概要.....	32
3. 2 ラオスにおける FLEGT.....	33
3. 2. 1 ラオスの FLEGT における木材合法性定義.....	35
3. 2. 2 ラオスの FLEGT における木材合法性保証システム.....	36
3. 3 森林資源の収穫に関する法令.....	39
3. 3. 1 森林に対する法的権利.....	39

3. 3. 2	森林資源の管理と収穫に関する法令	40
3. 3. 3	環境要件	45
3. 3. 4	保護樹種のカテゴリーとリスト	48
3. 3. 5	森林管理と収穫作業における雇用と安全	51
3. 3. 6	社会的要件	52
3. 3. 7	収穫の合法性を検証するための管理措置	57
3. 4	木材および木材製品の輸送と加工に関する法令	58
3. 4. 1	木材および木材製品の輸送に関する法令	58
3. 4. 2	木材および木材製品の加工に関する法令	61
3. 4. 3	木材および木材製品の輸送と加工の合法性を検証するための監督・管理システム	62
3. 5	木材および木材製品の取引に関する法令	63
3. 5. 1	木材および木材製品の取引に関する法令	63
3. 5. 2	木材製品の取引	64
<b>4</b>	<b>その他</b>	<b>68</b>
4. 1	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)	68
4. 2	木材および木材製品の合法性／持続可能性に関する自主的制度	68
<b>5</b>	<b>参考文献</b>	<b>69</b>
<b>6</b>	<b>別添資料</b>	<b>71</b>
別添資料6. 1	天然林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-01 フォーム)	71
別添資料6. 2	植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)	74
別添資料6. 3	植林地由来の家具の英国輸出時に準備されたインボイス	77
別添資料6. 4	植林地由来の家具の英国輸出時に準備された梱包明細書	78
別添資料6. 5	植林地由来の英国家具の輸出時に準備された原産地証明書	79
別添資料6. 5	植林地由来の家具の英国輸出時に準備された植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)	80

## 略語一覧

CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）
CoC	Chain of Custody	加工流通過程の管理
DAFO	District Agriculture and Forestry Office	郡農林事務所
DDT	Department of Domestic Trade	内国商取引局
DIH	Department of Industry and Handicraft	工業手工業局
DOF	Department of Forestry	林業局
DOFI	Department of Forestry Inspection	森林検査局
ESIA)	Environment and Social Impact Assessment	環境社会影響評価
ESMMP	Environment and Social Monitoring and Management Plan	環境・社会モニタリング及び管理計画
EU-FLEGT Action Plan	European Union - Forest Law Enforcement, Governance and Trade	森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州連合行動計画
FAO	Food and Agricultural Organisation	国連食糧農業機関
FIPD	Forest inventory and Planning Division	農林省 林業局 森林インベントリ・計画課
FMA	Forest Management Area	森林管理区（国有生産林内）
FPIC	Free prior and informed consent	自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
GIZ	Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際開発公社
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JEM	Joint Expert Meeting	合同専門家会議
JICA	Japan International Cooperation Agency	日本国際協力機構
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau Bankengrupp	ドイツ復興金融公庫

LFA	Lao Furniture Association	ラオス家具協会
LFIPD	Legislation and Forest Inspection Policy Division	法規・森林検査政策課
LNWPA	Lao National Wood Processing Association	ラオス全国木材加工協会
MAF	Ministry of Agriculture and Forestry	農林省
MoF	Ministry of Finance:	財務省
MOIC	Ministry of Industry and Commerce	商工省
MONRE	Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE	天然資源環境省
NA	National Assembly	国民議会
NSC	National Steering Committee: NSC	国家運営委員会
NTPFs	non-timber forest products	非木材林産物
PAFO	Provincial Agriculture and Forestry Office	県農林事務所
PM	Prime Minister	首相
PMO	Prime Minister's Office	首相府
POF	Provincial Office of Finance	県財務事務所
POIC	Provincial Office of Industry and Commerce	県商工事務所
ProFLEGT	Joint Initiative of the Government of Laos and the German Development Cooperation (GIZ)	ラオスの FLEGT プロセス支援 (GIZ のプロジェクト)
THE	Timber Harvest Enterprise	木材収穫企業
THU	Timber Harvesting Unit	木材収穫ユニット
TLAS	Timber Legality Assurance System	木材合法性保証システム
TLD	Timber Legality Definitions	木材合法性定義
TWG	Technical Working Group	技術作業部会
VFO	Village Forestry Organization	村落林業組織
VPA	Voluntary Partnership Agreement	自主的・二国間協定

# 1 ラオスの林業セクターの概観

## 1.1 ラオスの森林資源

### 1.1.1 森林の植生のタイプと主要樹種

農林省(Ministry of Agriculture and Forestry, MAF) 林業局(Department of Forestry, DOF) 森林インベントリ・計画課(Forest inventory and Planning Division, FIPD)は、植生のタイプを以下のように分類している。

#### (1) 乾燥フタバガキ林

乾燥フタバガキ林(Dry Dipterocarp Forest)は疎林である。樹木直径は比較的小さく、樹高は8mから25mまでばらつきがある。樹冠の広がりは大きくない。このタイプの林は通常は浅土、ときおりラテライト化土壌の場所に見られる。最も痩せた浅土では木が湾曲し、樹高は10m未満になる。樹冠率が20%未満で木立に手が入っていない場合には、植生タイプはサバンナに分類されるべきであろう。

#### (2) 高地乾燥常緑樹林と低地乾燥常緑樹林

常緑樹林の型は80%以上が常緑樹種で構成される複層林である。樹木の大半の幹は長い円筒形で、そのうち多くは大きな板根を持っている。通常、上層木の樹高は30mを上回る。この林型のもう一つの特徴は、樹幹のつる性植物と地衣類である。林冠が疎開している場合を除き、竹は通常みられない。標高200m以上に位置する常緑樹林は高地常緑樹林に分類される。それ以下の標高は低地常緑樹林に分類される。主な木材種の属: *Hopea spp.*, *Pterocarpus spp.*, *Dipterocarpus spp.*, *Anisoptera spp.*, *Lagerstroemia spp.*

#### (3) シエンクワン県の湿潤常緑樹林

優占樹種は *Castanopsis echinocarpa*、*C. hystrix*、*C. ceracantha* などのクリ類か、*Quercus blakei*、*Q. kerri*、*Q. fleuryi* などのカシ類 のいずれかで構成される。そうでない場合には、特定の樹種が優占することなく入り混じった樹種構成になる。泥沢地では、*Nyssa javanica*、*Schefflera sp.*、*Castanopsis hystrix*、*Carpinus poilanei*、*Bischofia javanica*、*Eriobotrya cavaleriei* が見られる。下部斜面および中間斜面では *Lithocarpus sp.*、*Styrax benzoides*、*Spondias axillaris*、*Spondias lakonensis*、*Paramichelia baillonii*、*Schima wallichii*、*Elaeocarpus siamensis*、*Canarium nigrum*、*Toona ciliata*、*Alstonia rostrata*、*Garcinia multiflora*、*Ormosia semicastrata*、*Podocarpus neriifolius*、*Keteleeria evelyniana* がよく見られる。峡谷における林型は、*Cinnamomum sp.*、*Phoebe lanceolata*、*Nothaphoebe umbelliflora* といったクスノキ科のさまざまな樹種が特徴となっている。1,500

m以上の高い標高になると、*Fokienia hodginsii* occurs に *Rhododendron* sp.、*Acer* sp.、*Lithocarpus* sp. その他さまざまな樹種が混じる。

#### (4) 高地混合落葉樹林と低地混合落葉樹林

混合落葉樹林は、落葉樹種が林分の50%以上を占める。林層は常緑林型ほど密生していない。ほとんどの場合、この林型では竹が生えている。標高200mより上に位置する混合落葉樹林は高地混合落葉樹林に分類され、標高200m以下に位置する混合落葉樹林は、低地混合落葉樹林に分類される。主に北部の高地に見られる高地混合落葉樹林(乾燥常緑丘陵林と呼ばれることもある)では、優占樹種は *Tristania merguensis*、*Castanopsis tribuloides*、*Lithocarpus podocarpus* などの常緑広葉樹である。この林型では、*Dalbergia cultrata*、*Betula alnoides*、*Keteleeria evelyniana*、*Pinus kesiya*、*Schima wallichii*、*Lithocarpus truncatus*、*Quercus griffithii*、*Engelhardtia spicata*、*Cratoxylon* sp.、*Aporosa villosa*、*Glochidion fagifolium*、*Helicia* sp.、*Pieris ovalifolia*、*Vaccinium exaristatum* といった他の樹種も多く見られる。場所によって、乾燥常緑丘陵林は *Quercus vestita* などのカシ類が優占種となっている。主に国の中部および南部に見られる低地落葉樹林の場合、典型的な樹種は *Dipterocarpus intricatus*、*Shorea obtusa*、*Dipterocarpus obtusifolius*、*Terminalia tomentosa*、*Shorea siamensis* となっている。*Tectona grandis* はサイニャブーリー県の比較的小さな領域に自生し、あってもごくわずかではあるが、伐採可能な林はまだ存在する。

#### (5) 拋水林

拋水林の特徴は樹種構成ではなく、せいぜい落葉か常緑かで分けられる程度だろう。水路が大きく氾濫する区域では、林は河川沿い(恒常河川と間欠河川を問わず)の低い土手に残され、片側の河床と、もう片側の例えば水田を分ける格好で細長い林帯を形成する。拋水林の幅は100mを超えない。中央・北部高地の主要樹種は *Salix tetrasperma*、*Celtis sinensis*、*Carpinus poilanei* だが、*Duabanga grandifloras* または *Pterocarya tonkinensis* にとって代わられることもある。混交樹種は下部斜面には *Nyssa javanica*、*Quercus poilanei*、*Morus* sp.、川沿いの上部斜面には *Sapindus rarak*、*Protium serratum*、*Fraxinus* sp.、*Alangium chinense*、*Sterculia lanceolata*、*Bischofia javanica*、*Quercus griffithii*、*Garruga pinnata*、*Spondias axillaris* が見られる。一部の小川沿いでは *Calocedrus macrolepis* や *Dacrydium elatum* などの針葉樹が見られる。

#### (6) 針葉樹林

針葉樹林は通常は単層の疎開林だが、稚樹が密な第二層を形成することもある。この林型は気候の寒冷な高地に存在する。この林型の特徴的樹種はマツ類——*Pinus kesiya* および *Pinus merkusii*——だが、*Cunninghamia* や *Fonkenia* spp. など他の針葉樹も存在する。シエンクワーン県では、*Keteleeria evelyniana*、*Schima wallichii*、*Wendlandia tinctoria*、*Aporosa villosa*、*Betula alnoides*、*Glochidion fagifolium* も点在する。

## (7) 針広混交林

針葉樹林型から広葉樹林型への移行型。針葉樹が落葉樹または常緑樹と混交する場合がある。より高い標高でも見られる。優占樹種は *Pinus kesiya*、*Keteleeria evelyniana*、*Schima wallichii* ならびにカシ類(特に *Quercus griffithii* や *Quercus serrata* が主だが *Quercus vestita* や *Quercus brandisiana* も局在)となっている。少数混交樹種として *Aporosa villosa*、*Lithocarpus truncatus*、*Wendlandia tinctoria*、*Cratoxylon* sp.、*Myrica esculenta*、*Syzygium* sp.、*Glochidion fagifolium*、*Anneslea fragrans*、*Phyllanthus emblica*、*Vaccinium exaristatum*、*Engelhardtia serrata*が見られる。イチジクの巨木(*Ficus* sp.)が点在する。

## (8) 植林地

森林プランテーションは外来樹種の木材を主に供給する。ラオスで植林されている主な樹種はユーカリ(雑種を含む)、チーク(*Tectona grandis*)、樹液用のゴム(*Hevea brazilliansiis*)で、ゴム木材は老木が伐採された際に使用される。

## (9) 竹

ある区域が竹(bamboo)で覆われ上層の樹冠率が5%未満の場合、竹(Bamboo)と分類すべきである。FIPDによると、竹は森林ではなく、潜在的森林である。

### 1. 1. 2 土地利用タイプ

ラオスの土地利用タイプは、土地法(Land Law)(2003)第11条によって、以下のように法的に定義されている。

- ① 農業用地
- ② 森林地
- ③ 水域地
- ④ 工業用地
- ⑤ 交通用地
- ⑥ 文化用地
- ⑦ 国防および治安用地
- ⑧ 建設用地

### 1. 1. 3 ラオスの森林面積

長年にわたりさまざまなプロジェクトや機関が、ラオスにおける土地利用状況の地図作成と評価を試みてきた。しかしこの試みは、地形、地質、農業生態系や森林生態系、倫理的土地利用に加え、最近ではグローバル化、土地の商業化、機械化、人口増加による土地利用の性質の急速な変化のせいもあり、困難を抱えている。土地利用面積についておそらく国レベルの最もすぐれた評価が、先ごろ FIPD によって行われた。FIPD はこの 40 年間、森林被覆評価と被覆図作成を行っており、初期の評価には精度の問題もあったものの、JICA プロジェクトの支援を受けた最新の森林被覆評価は、森林被覆と土地利用全般に関するより現実に即したデータを提供していると考えられる。このプロジェクトによる 2000 年から 2010 年にかけての土地利用面積の評価を表 1 に示している。2010 年の森林面積は、13,430,000ha、森林率は 58.3%である。

表 1 ラオスの土地利用面積

土地被覆/林型			2010		2005		2000	
レベル 1	レベル 2		ha	%	ha	%	ha	%
現状森林	常緑樹林	EF	2,984,601		3,055,050		3,047,762	
	混合落葉樹	MD	8,827,908		9,097,006		9,215,611	
	乾燥フタバガキ	DD	1,205,454		1,293,013		1,301,558	
	針葉樹林	CF	86,270		86,646		87,997	
	針葉・広葉樹混交林	MCB	218,932		244,121		244,439	
	森林プランテーション	P	107,575	58.3%	21,738	59.8%	17,695	60.4%
再生植生	竹	B	87,517		68,491		63,343	
	再生植生	RV	5,435,926	24.0%	6,010,834	26.4%	6,167,668	27.0%
その他の植生地	サバンナ	SA	103,998		106,643		107,786	
	低木林	SR	24,626		27,623		27,489	
	草地	G	245,150		272,691		283,065	
	沼地	SW	10,187	1.7%	9,685	1.8%	11,156	1.9%
耕作地	畑作物	UC	441,336		238,892		196,960	
	水田	RP	1,187,568		1,178,021		1,152,985	
	その他の農業	OA	844,124		609,283		414,027	
	農業プランテーション	SP	65,561	11.0%	49,967	9.0%	47,973	7.9%
無植生	都市	U	72,224		64,280		63,776	
	不毛地 および岩	BR	182,691	1.1%	184,365	1.1%	183,322	1.1%
その他の湿地	その他の土地	O	20,310	0.1%	19,181	0.1%	18,994	0.1%
	水	W	342,776	1.5%	277,043	1.2%	276,151	1.2%



その他	雲	CL	400,276		129,225		113,249	
	雲の影	SH	159,216	2.4%	10,427	0.6%	11,220	0.5%
	合計		23,054,226	100%	23,054,225	100%	23,054,226	100%

参考資料:「表 3-14:2000 年、2005 年、2010 年森林分布図の区分別面積」——「持続可能な森林経営及び REDD+のための国家森林情報システム構築に係る能力向上プロジェクト(第 2 年次)業務完了報告書」、2016 年 3 月、JICA 共同企業体(国際航業株式会社、アジア航測株式会社)より抜粋。

#### 1. 1. 4 森林と林地の保有権

森林法(2007)第 4 条によると、ラオスのすべての天然林地は国が所有し、大部分は DOF が管理している。唯一の例外は、国防省の委任管理下にある一部の区域である。この規定は、森林法のさまざまな条項で引用されている。

*森林法(2007)第 4 条: 森林および林地の所有権。天然林および林地は国家の財産であり、全国を通じて国が統一して集中管理する。森林・林地管理団体の認識の範囲内において労力及び(又は)資金を得て指定区域で個人または団体によって植林された樹木は、係る個人または団体の財産となる。*

植林地に関して、森林法第 68 条は、荒廃林地または不毛林地について、家族内労働力 1 人当たり 3ha を超えない範囲で家庭が利用することを認めている。家庭が植林にそれ以上の土地を必要とする場合には、係る土地の賃借またはコンセッションを国に申請する権利を有する。ただし、以下のとおり土地法(2003)も第 22 条において、林地の民間利用または所有について言及しているが、天然林、人工林、またはその両タイプに関連するかどうかについて触れておらず、実際のところ、森林地が私有地とされることはあつたとしてもきわめて少ない。

*土地法(2003)第 22 条(林地利用権の付与): 郡および市街地域の役場は、村落の委員会と連携し、その所轄地域内における林地利用権の個人および団体への付与に関して審議し、決定に際して土地権利書を発行する。土地権利書は 3 年を期限とする。この期限内に土地の利用が法令に従って行われ、異議やクレームがなく、または係る異議やクレームが解決されている場合には、郡および市街地域の役場は、県又は特別市の土地管理機構に対して、長期的な利用権を示す土地権利書の発行を申請する権利を有する。*

森林の慣習的利用に関しては、森林法第 42 条は次のように定めており、家庭はそれが慣行であつたとしても、天然材木を伐採し販売する権利はないということである(3.3.6 参照)。

*森林法第 42 条:「森林の慣習的利用とは、法令にしたがって長年実践されてきた森林および林産物の利用をいう。国は、個人または団体の権利や利益を反映し、森林資源および環境への悪影響のない家庭利用のために、立ち入りの禁止されていない森林での木材の使用および林産物の収穫を認める。森林および林産物の慣習的利用は、所定の計画、村落の規則および森林に関する法令にしたがって行うものとする。*

林地保有権についてとりわけ難しい側面は、国有林地(すなわち国有林の区分)が土地利用や森林被覆に関係していないことである。これについては、森林法(2007)第 3 条において、「森林被覆の有無を問わないすべての土地であって、国によって林地と決定されるもの」と規定されている。森林法(2007)第 56 条は、経営管理の目的で国有林地を 3 種類の区分に分類している(表 3)。

- ① 国家保全林(National Conservation Forests) : 1993 年に首相令を通じて 18 の国家保全林が初めて公表された。1996 年から 2012 年にかけて新たに 6 カ所が公表された。国家保全林は、自然、動植物、森林生態系、自然・歴史・文化的価値のある場所を保全することに加え、教育および科学研究の目的で(関係法令にしたがい)設定されており、伐採は認められない。他の区分に比べ実際の森林被覆率は高いが、動植物を実際に保全するためのステータスは弱い。
- ② 生産林(Production Forest Areas) : 社会経済的発展と住民の生活を目的として木材を生産するために管理されている。2006 年に最初の生産林が 8 カ所公表された後、2007 年に 29、2008 年に 14 の生産林が公表された。実際の森林被覆率は 45%程度である。
- ③ 国家保護林(National Protection Forests) : まだ正式には公表されていないが、広大な面積(合計約 8,200,000 ha)に及ぶ国家保護林の地図が 2008 年に作成されており、法的に認められているかのように促進され使用されている。保護林は水資源、土壌、環境、国防上戦略的に重要な地域を保護するとともに、自然災害から守るために設定されているが、現実にはこうした林地面積の少なくとも 50%が農業や他の幅広い土地利用されている。

これに加えて、県および郡の行政も保全林と保護林を設定している。DOF はラオスの陸地面積の 70%を国有林地と区分しているが、その国有林地の中には 2,993 の村落が存在するため、こうした 3 種の国有林地区分内に民間の土地保有権がないという点は問題である。地方行政の中には、現在国有林地として地図に示されている地域で何世代にもわたり生活している村民に私有地所有権を提供しているところもある。ただしこれについては、林野当局から異議が唱えられている。他方、中央政府は特に水力発電をはじめ、植林、工芸作物プランテーション、鉄道路線や道路網、特別経済地区など幅広い開発プロジェクトのために、こうした国有林地の一部を、村落で慣習的に利用してきた土地も含めて土地コンセッションに変えている。先ごろ全国規模の詳細な土地コンセッションのインベントリが行われたが、結果はまだ公表されていない。このように、ラオスでは、国有林地や土地コンセッションの区分と村落の慣習権の関係性に問題が存在している。

表2 2010年現在の国有林地(国家保全林・生産林・国家保護林)に関する主要データ

国有林地区分	面積		森林被覆			非森林の 区域比	村落数
	ha	国土比	ha	区域比	国土比		
<b>国有林地区分内</b>	<b>15,877,223</b>	<b>69%</b>	<b>7,581,465</b>	<b>48%</b>	<b>32.9%</b>	<b>51%</b>	<b>2,993</b>
国家保全林	3,878,684	17%	2,588,300	67%	27%	33%	340
国家保護林	7,482,109	32%	2,614,000	35%	27%	65%	1,896
県／郡保護林	1,403,093	6.1	982,165				95
生産林	3,113,336	14%	1,397,000	45%	15%	55%	662
<b>国有林地区分外</b>	<b>7,177,625</b>	<b>31%</b>	<b>1,963,835</b>	<b>27%</b>	<b>8.5%</b>		<b>5,650</b>
<b>合計 ラオス</b>	<b>23,054,848</b>	<b>100%</b>	<b>9,545,300</b>		<b>41.4%</b>		

参考資料: "Technical Brief, Land Tenure Security within 70% Forestland Policy of Lao PDR", Chris Flint, for MRLG, August, 2018

2017年現在、植林用に製材会社に土地コンセッションとして保有権を与えている土地の概算面積を表3に示した。民間または家族プランテーションは、全てではないとしてもほとんどの場合、プランテーション用のコンセッションの土地ではなく、個人が所有権を主張するかまたは所有する土地で行われている。ラオスでは私有林は比較的少なく、チーク・プランテーションとゴム・プランテーションが主である。

表3 木材生産用植林のための土地コンセッションおよび個人所有植林地面積

プランテーションの樹木作物	保有権付与面積(ha)	利用面積、2017	個人所有植林地面積
ユーカリ	109,463	83,670	
アカシア	8,838	8,238	
ゴム	215,855	196,520	49,000 (農業センサス、2010)
ゴムと他の作物との混交	17,200	3,582	
チーク	0	0	49,338 (DOF、2018)
<b>合計</b>	<b>351,356</b>	<b>292,010</b>	<b>98,448</b>

出典: 各種資料を抜粋し編纂

### 1. 1. 5 認証林面積

これまで3カ所の小さな森林がFSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)認証によって認証されているだけである(表4)。関連情報は1.4.3、4.2章に示されている。

表4 ラオスの認証林の概要

FSC 所有者	種類	面積、ha
MAF	ラタン（天然生産林内）	10,949
A 社	ユーカリプランテーション	3,631
B 社	ユーカリ・チークプランテーション	3,430

出典：FSC ウェブサイト、<https://ic.fsc.org/en/document-center/id/133>、および私信

## 1.2 木材および木材製品の主要サプライチェーン

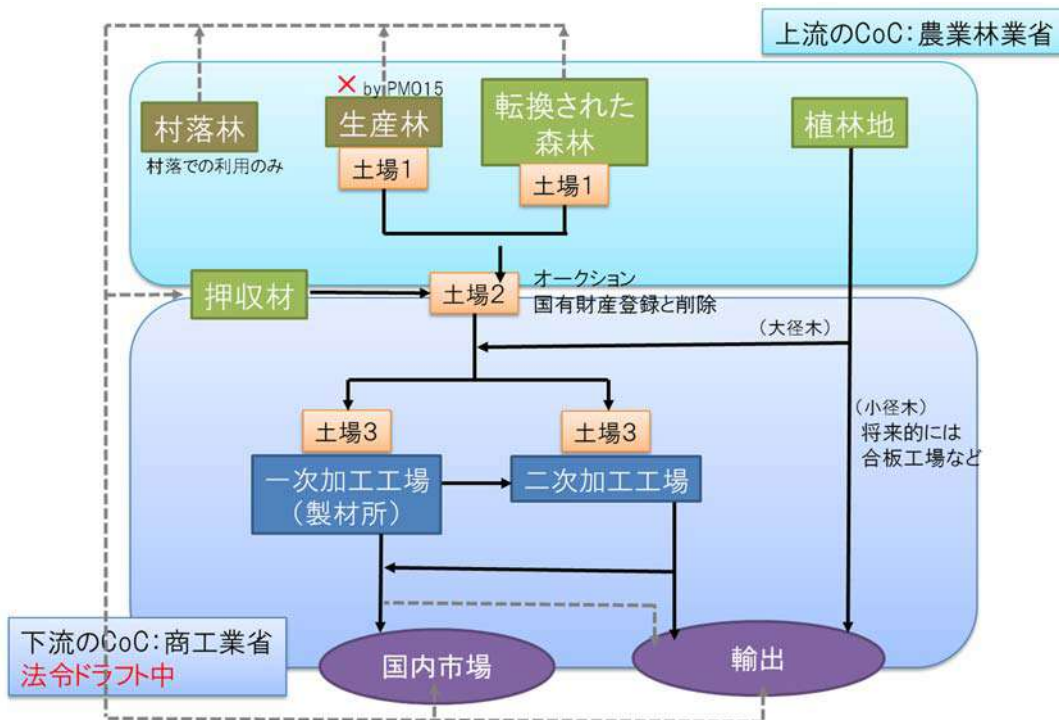


図1 ラオスにおける木材および木材製品の主要サプライチェーンの概観

国有林地の木材ソース(詳細は次項)で伐採された木材は、山土場(log landing 1)<sup>1</sup>に集められ、各山土場から郡内の中間土場(log landing 2)に輸送トラックで運ばれる。中間土場に集積された丸太は競売にかけられる。競売の前には、すべての丸太は国有財産として登録され、競売後は国有財産から削除される。競売を通じて購入された丸太は、各加工工場の丸太置き場である最終土場(log landind 3)に輸送され、加工される。

<sup>1</sup> 山土場とは、伐採する森林の中や近くに位置し、森林内に分散する小さな伐採区画で切り倒されたすべての丸太を集積する場所であり、丸太は伐採区画から山土場まで、運搬車にスリングで固定して運ばれる。

### 1.3 森林管理および収穫セクター

ラオスの森林および林地は国有であり、農林省(MAF)が森林管理と伐採の計画と監督を担当している。年次伐採計画は、県農林事務所(Provincial Agriculture and Forestry Office, PAFO)の申請に基づいて林業局(DOF)が策定する。プランテーションや天然林での木材収穫を意図した森林は、首相府(Prime Minister's Office: PMO)または国民議会(National Assembly: NA)の承認を受ける年次伐採計画に含まれている。天然林での商業伐採は、次のいずれかの条件を満たした場合にのみ許可される。

- ① ラオス政府職員が伐採前調査に基づいてインベントリ作成、調査、森林管理計画を行う生産林において、選択的に木材を伐採する。
- ② 政府承認済みの開発プロジェクト(地質探査、採鉱、道路および水力発電ダム建設、農業プランテーションの創設)のために、完全かつ徹底した伐採前調査に基づいて皆伐する(森林転換)。ただし、天然生産林での伐採は現在禁止されている。

天然林における木材収穫は、農林当局の管理下で MAF の承認により公式に設置される特別伐採ユニットによる伐採許可および伐採契約に基づき、収穫規則に従って行うか、または、政府職員の監督下で他の方法で下請契約を結んで行う。農林当局は、中間土場に積み上げられた材木の測定と格付けを行い、丸太明細書(log list)を作成する責任を担っている。天然林で収穫された木材は国の財産とみなされ、政府がこの天然資源から最大限の収入を得られるように、競売を通じて販売される。中間土場に持ち込まれた木材の1立方メートル当たりの最低原価(ロイヤルティー)は、商工省(Ministry of Industry and Commerce, MOIC)が樹種と等級に応じて設定し、定期的に更新する。2011/2012年の伐採シーズン以降、ラオス政府は森林調査に基づいた森林管理計画が策定される前に、生産林域での伐採にクォータを設定することは行っていない。

現実にはこの制度は管理が困難であり、多くの違法伐採、国庫収入の損失、森林資源の喪失が生じていることが多く報告されている。このため、2016年に首相は「木材収穫管理および検査の厳密性、木材輸送ならびに木材ビジネスの強化に関する2016年首相令第15号」(PM (Prime Minister) Order 15, 2016, *Strengthening Strictness of Timber Harvest Management and Inspection, Timber Transport and Business*)を出した。首相令第15号では主に以下のような事項を規定している。

- 違法伐採および密輸に対する森林法および関係法令の執行を強化し、特に転換地からの木材をはじめすべての木材について厳密な収穫モニタリングを行う。
- 没収木材を含むすべての木材は中間土場で競売にかけ、国有資産に登録しなければならない。
- すべての丸太は国内の木材加工業によって加工されなければならない。
- 天然林で収穫した丸太、製材、加工材、立木、枝、樹木の輸出を禁止する。

- 違法な木材または非木材林産物(non-timber forest products: NTFPs)がラオスの領土を通過することを禁止する。
- 「首相府通知 2035/2017—1 月 18 日付輸出用木材製品リストに関する MOIC 合意 0002/3 について」(PMO (Prime Minister's Office) Notification 2035/2017\_MOIC Agreement 0002/3 Jan18 on the List of Wooden products for Export)にしたがって定義された最終製品のみが、輸出を認められる。

### 1. 3. 1 木材ソース

ラオスには現在 6 種類の潜在的な木材供給源がある。

- ① **生産林**: 持続可能な木材生産と環境への悪影響の低減を目指した森林管理計画にしたがって管理されることになっている。ただし、実際の森林管理計画の実施状況にはばらつきがある。ラオス政府は、将来的には荒廃地や不毛地に作られた木材プランテーションも生産林に含めることができるように、法的枠組の見直しを計画している。ラオスには合計 51、総面積にして約 310 万 ha の生産林がある。
- ② **転換された森林(転換地)**: 国内法令ではインフラ開発、すなわち水力発電プロジェクト(ダムや貯水池、送電線、道路建設を含む)、土地コンセッション農業、特別経済区、採鉱などの目的による、生産林の永久的な転換を認めている。こうした開発は、投資促進法(Investment Promotion Law, 2016)に従わなければならない。森林の転換は、国民議会の常任委員会による承認を受けなければならない。
- ③ **植林地**: ほとんどの植林地は企業が所有し、コンセッションによる土地またはラオス政府や村落住民から賃借した土地で栽培されている。一部の植林地(多くがチーク植林地だがユーカリ植林の場合もある)は農民世帯によって運営されており、木材を植林会社に販売するか、または、木材加工業者に直接販売している。また、少量ではあるが、私的農地で伐採された木材も存在する。
- ④ **村落林**: 村落地域内にあり、土地・森林分配計画に従って村落が管理、保存、利用するために割り当てられている林地。現行法令では、村落林で伐採された木材は、村落の住宅建設または村落の建物修復のみに使用できるとされているが、将来法制度の変更がある可能性がある。現状では、一部の丸太は市場に流出している可能性がある。
- ⑤ **没収木材**: 伐採や商取引に違法性がともなう場合、裁判所の決定に基づき木材を没収されることがある。没収木材は、政府の主催する競売で販売される。
- ⑥ **輸入木材**: 商工省(MOIC)輸出入局(Department of Import and Export: DIMEX)の交付する輸入許可証をとまわなければならない。第 3 国で販売するために輸出する目的で違法木材および非木材林産物を輸入することは禁止されている。

2019年現在、合法的な供給源は、上記のうち3つ、転換地、植林地、没収木材のみである。すでに述べたように、2016年5月付首相令第15号は、生産林の天然林の伐採は引き続き禁止し、伐採を停止することを命じている(生産林での伐採中止に関する2013年11月5日付首相令第31号に基づいている)。村落林からの材を市場に出すことは違法である。輸入木材に関する情報は本調査では得られなかったが、量は限られているというのが一般的な理解である。2016年5月付首相令第15号が出された後、開発のための森林の転換による伐採認可はしばらく中断していた。2017/2018会計年度には下記の2カ所の転換地で合計約4千万m<sup>3</sup>の伐採が認可された。

- ① ナムニアップ 1 水力発電ダム・貯水池、ボーリカムサイ県(伐採認可割当=29,284.672 m<sup>3</sup>)
- ② ナムトゥン 1 水力発電ダム・貯水池、ボーリカムサイ県およびナムカディン国立保護林(伐採認可割当=10,719.590 m<sup>3</sup>)



## 1.4 木材加工セクター

### 1.4.1 木材加工業者

ラオスの木材加工セクターは、製材所、木材加工業者、家具工場、小規模または家族経営の木材加工業者や家具製造業者で構成されており、木材加工製造基準に関する 2009 年 4 月 3 日付商工省決定第 0719 号では次のように説明されている。

木材加工製造者とは、幹、枝、根、切り株などの原材料を用いて、樹木から最終製品に変える製造者をいい、次のものを含む。

- **レベル I: 製材所:**引き材、カット材、半木材、建築用木材、室内装飾用木材およびパルプの製造を目的とする。こうした種類の材料は、レベル II の木材加工製造者に供給し、加工や付加価値をつけて最終製品にすることができる。
- **レベル II: 木材製品および家具の加工者および製造者:**輸出および国内用に、住宅建材（フレーム、ドア枠、窓枠、階段、棧、その他建物内部用製品）、寄木張り、床、パーティクルボードなど、木材製容器（箱、カーゴ、パレット等）、紙および紙製品、木製家具（テーブル、椅子、棚、ベッド）、木製装飾品、木製彫刻、木製アクセサリー、額縁、家庭用品および手工芸品を製造することを目的とする。
- **小規模または家族経営の木材加工業者:**労働力 10 人未満または 5 馬力未満の機械により、輸出及び国内向けにより大きな製材所に供給するためにテーブル、椅子、棚、ベッド、木製装飾品、木製彫刻、木製アクセサリー、額縁、家庭用品および手工芸品を、製造することを目的とする。

ラオスには 2,000 以上の木材加工場があったが、首相令第 15 号が 2016 年 5 月に公布されて以降、その数は 1,150 にまで減少した(表5)。トーンルン・シースリット首相は 2018 年 11 月に開催された国民議会でその事実を伝え、「政府は調査に一層力を入れ、より多くの加工場が品質基準を確実に満たすよう改善に努めていく」と述べた(2018 年 11 月 26 日付ビエンチャン・タイムズ紙の記事)。

表5 ラオスの木材加工所数

時期	製材所	木材加工	家具工場	合計	小規模加工所
2006 年：担当が MAF から MOIC に移る	181	384	1587	2,152	n/a
首相令第 15 号（2016 年 5 月 13 日公布）以前	40	582	1,396	2,018	1,190
首相令第 15 号の後（2018 年）	10	416	724	1,150	162

出典：MOIC、私信

#### 1. 4. 2 木材加工業者の組織

ラオス商工会議所(Lao National Chamber of Commerce)の傘下で2つの「協会」が設立され、一部の木材加工業者や家具工場が加入している。

##### (1) ラオス家具協会

ラオス家具協会(Lao Furniture Association: LFA)は2003年に設立され、会員企業の利益を代表して促進することを主目的としている。LFAの公式登録会員は84業者(国内には合計約700の家具工場がある)だが、すべてが活発に活動しているわけではない。会員の地理的分布は以下のとおりである。

- 首都ビエンチャン: 70
- ボーリカムサイ県: 6
- カムムアン県: 2
- サイニャブリー県: 2
- サーラワン県: 1
- セーコーン県: 1
- サワンナケート県: 1
- チャンパーサック県: 1

LFAは以下のような活動を行っている。

- GIZ(Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit, ドイツ国際開発公社)などから資金を得て、経営・管理や技術的知識に関する研修プログラムを開催
- 見本市や展示会を開催

LFAのウェブサイト<sup>2</sup>では「製品広告を提供する」とも述べているが、84会員のうち製品に関する情報を伝えているのは5業者のみで、しかもごく簡単なものになっている。本調査では、LFAに会員が製造し輸出する製品の種類と数量について情報提供を依頼したが、会員の生産品に関する情報は持っていなかった。ほとんどの家具会社では、自社製品を地域のフェアや展示会で販売するか、中国人、ベトナム人、タイ人がラオスで小売品を購入し、自ら自国に輸出しているということであった。

---

<sup>2</sup> www.lfalaos.com

## (2) ラオス全国木材加工協会

ラオス全国木材加工協会(Lao National Wood Processing Association: LNWPA)には会員は1名しかいないようであるが、訓練開発センターを運営している。このセンターは、「木材加工モデルおよび木材加工クラスターの確立に関する通知第265号(Notification No. 265 on Establishment of Wood Processing Model and Wood Processing Cluster)」により2017年2月15日に首相府の承認を得た後立ち上げられたものである。訓練開発センターの目的は、新しい木材製造技術に関してと、木材加工および取引の搬出入モニタリングに関する今後のMOIC決定に備えた加工流通過程の管理(CoC)に関して、木材加工会社の能力を向上することであり、GIZのプロジェクト「ラオスとEU-FLEGT Action Plan(European Union - Forest Law Enforcement, Governance and Trade, 森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州連合行動計画)プロセス支援」(ProFLEGT)からの支援を受けて設立され、GIZによって実施され、MOIC工業手工業局(Department of Industry and Handcraft: DIH)製品基準課およびラオス商工会議所の支援を受けている。

### 1. 4. 3 木材製品の種類と数量

ラオスの天然林で収穫された木材から作られた木材製品は、数量はやや限られているものの、種類の面では多岐にわたる。

- 丸太、粗挽き板
- 挽き材、半製品、建設用木材、室内装飾用木材
- 住宅建材(フレーム、ドア枠、窓枠、階段、手すり、その他建物内部用建材等)
- 寄せ木張りおよび床材
- 木材製容器(箱、カーゴ、パレット等)
- 木製家具(テーブル、椅子、棚、ベッド等)
- 木製装飾品、木製彫刻、木製アクセサリ、額縁
- 輸出および国内向けの家庭用品および手工芸品

各種製品の数量に関する信頼できる統計情報・データは入手できなかった。また、地方レベルでの木材製品製造に関する情報は中央レベルまで完全には上がっていないようである。

## 1.5 木材製品の取引

### 1.5.1 数量と金額

ラオスでは、輸出される木材製品の数量と種類に関する正確な、あるいは公式のデータ・情報は手に入らない。その理由としては、全国の多種多様なグループによって生産される木材製品の複雑なサプライチェーンや、営利企業間では容易く共有されないビジネス上の情報ということもあるかもしれない。また、時として非公式な（したがって記録されていない）伐採、加工、輸出が行われていることもある。

首相令第15号やそれに続く多くの省令・局令は、引き続きラオスからの丸太の輸出を禁止し、加工製品の輸出に対して厳格な管理を要求している。しかし、木材製品輸出禁止および管理の実施に関する詳細な報告書やデータは公表されていない。

国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) の報告 (2017) では、ラオスから、主要な取引先である中国とベトナムへの木材製品の輸出において、違法な伐採や取引が行われている可能性が高いことが示されている。表6に示すように、IMF の報告はラオスからの製品輸出額に大きな食い違いがあることを明らかにしている。中国とベトナムによる木材・木材製品の輸入額の記録は、ラオスの輸出額の記録よりも著しく高い。その理由として、2008年以降、ラオスでは地元産業の保護や環境上の理由から原木および木材製品の輸出に割当てと制限が課せられており、記録の違いは輸出制限を回避するための未記録の輸出に起因する可能性があるとしている。同様に、ラオスと中国・ベトナムとの国境チェックポイントにおいても、ラオス側の記録が中国・ベトナム側の記録よりもかなり少ないことが報告されている (WWF 2015)。

表6 ラオス(MOIC)と、輸出先国(中国とベトナム)の木材製品輸出額の報告(2014年10月～2015年9月)(単位:百万米ドル)

輸出	MOIC(ラオス)	輸出先国	相違
対中国輸出	28.5	498.6	-470.1
対ベトナム輸出	69.8	404.4	-334.6

出典: IMF(2017)に基づく。

Phuc et al.(2017)によると、2016年の首相令第15号の実施により、ラオスからベトナム・中国への丸太・製材の輸出は対2014年比で26%に減少している。しかしながら、2016年以降もローズウッドなどの希少で高価値材の輸出は続いていた(表7)。

表7 ラオスからベトナムへの丸太および挽き材輸出（2010 - 2017）

年	総額(米ドル)	挽き材		丸太	
		数量(m3)	金額(米ドル)	数量(m3)	金額(米ドル)
2010	200,827,266	257,326	160,364,062	177,480	40,463,204
2011	327,455,614	292,204	236,127,657	184,74	91,327,957
2012	281,930,769	283,830	207,596,466	199,349	74,334,303
2013	454,223,629	385,485	319,819,678	225,812	134,403,951
2014	559,459,483	495,126	410,003,936	308,647	149,455,547
2015	348,455,372	383,149	239,169,893	321,718	109,285,534
2016	73,268,564	97,138	63,677,885	36,194	9,590,679
2017	37,622,576	43,697	36,425,115	7,106	1,197,461

出典: Phuc et al. (2017)

### 1. 5. 2 樹種

ラオスからベトナムに丸太や挽き材として輸出された木材の樹種を表8、9、10に示した。輸出数量(m3)の大きさに連動し、輸出金額でもクルイン、ホワイトメランチ、マグノリアが上位3つの木材種となっていた。2015年にはこの3種の合計額が6,500万米ドルを上回り、上位10種中それ以外の7種の合計輸出額の約2.5倍をしめていた。輸出金額に関してはケランジィ(サイアミーズローズウッド)やセプター(セペティール)は上位10種に入るが、輸出数量については少ないことから、これらの市場価値の高さを示している。

表8 ラオスからベトナムに輸出された丸太の主な木材種(2013-2015年)

一般名	樹種	2013		2014		2015	
		数量(m3)	金額(百万米ドル)	数量(m3)	金額(百万米ドル)	数量(m3)	金額(百万米ドル)
ケランジィ	<i>Dalbergia cochinchinensi</i>	32,900	84.9	24,300	65.5	2,500	7.2
ビルマカリ	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>	9,600	6.7	15,700	11.7	9,300	7.4
クルイン	<i>Dipterocarpus alatus</i> , <i>D. costatus</i> , <i>D.</i>	35,000	6.1	41,000	8.4	125,200	42.7
ホワイトメ	<i>Shorea</i>	22,300	4.8	25,100	5.6	48,500	12.5
サルスベリ	<i>Lagerstroemia paniculata</i>	15,500	3.7	5,600	1.4	7,500	1.9

ホワイトセ	<i>Parashorea</i>	20,500	3.7	12,700	2.5	12,000	2.1
チェンガル	<i>Hopea ferrea</i>	11,000	3.2	11,800	3.4	5,600	1.7
チーク	<i>Tectona</i>	8,400	3.0	6,800	2.5	5,900	2.1
マグノリア	<i>Magnolia</i>	11,300	2.9	36,900	11.4	25,100	10.2
コウヨウザン	<i>Cunninghamia konishii</i>	5,300	1.8	12,300	3.4	10,900	3.2
セプター	<i>Sindora</i>	4,900	1.7	24,100	8.7	4,900	2.3
インドシナアイアンウ	<i>Erythrophloeum fordii</i>	2,400	1.7	140	0.1	1,300	0.9
テチガイシ	<i>Dalbergia</i>	1,000	1.6	2,900	4.3	469	0.7
その他		45,700	8.5	89,400	20.7	62,500	14.4
計		225,800	134.4	308,60	149.5	321,70	109.3

出典: Phuc et al(2016)

表9 2015年に丸太としてベトナムに輸出された主な樹種

商品名	樹種
クルイン	<i>Dipterocarpus alatus</i> 、 <i>D. costatus</i> 、 <i>D. spp.</i>
ホワイトメラランチ	<i>Shorea roxburghii</i>
マグノリア	<i>Magnolia champaca</i>
ケランジィ	<i>Dalbergia cochinchinensis</i>
ビルマカリン	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>
サルスベリ	<i>Lagerstroemia paniculata</i>
ホワイトセラヤ	<i>Parashorea stellata</i>
チェンガルバツ	<i>Hopea ferrea</i>
チーク (植林)	<i>Tectona grandis</i>
コウヨウザン	<i>Cunninghamia konishii</i>
セプター	<i>Sindora siamen</i>
インドシナアイアンウッド	<i>Erythrophloeum fordii</i>
テチガイシタン	<i>Dalbergia oliveri</i>

出典: Phuc et al(2016)

表10 2015年にベトナムに輸出されたラオスの挽き材の主な木材種

No	商品名	学名
1	ビルマカリン、ビルマローズウッド、セナ(マレー語)	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>
2	セプター、Memperas	<i>Sindora siamen</i>
3	インドシナイアンウッド	<i>Erythrophloeum fordii</i>
4	スリアン、toon、レッドシダー、リンパガ	<i>Toona sureni</i>
5	マグノリア	<i>Magnolia champaca</i>
6	ホワイトセラヤ、ジェルチュ	<i>Parashorea stellata</i>
7	メラワン	<i>Hopea pierrei</i>
8	ビルマローズウッド、テチガイシタン	<i>Dalbergia oliveri</i>
9	インピール	<i>Azelia xylocarpa</i>
10	サルスベリ、ブンゴル(マレー語)、タベック(タイ語)	<i>Lagerstroemia paniculata</i>

出典: Phuc et al(2016)

### 1. 5. 3 植林地由来の木材製品の取引

現在、ラオスで木材生産のための植林地を設立している外国投資家は主に5社存在する(表11)。これら企業の大半は、ユーカリやアカシアなど成長の速い樹種を植えている。一般にこれらの企業は、ラオス国内のパルプ工場への供給に主眼を置いてプランテーションを築いているが、そうしたパルプ工場が設立されるまで、原材料の輸出または家具の製造と輸出を行っている。

表11 ラオスで外国企業が所有する木材プランテーション

企業	投資家の本国	面積(ha)	備考	現在の製品
BA	スウェーデン	8,000	コンセッションと提携	
SE	フィンランド/ スウェーデン	4 000	コンセッションと提携	
BP	インド	50,000	コンセッション	
M	不明	74,974	コンセッション	
SP	中国	9,235	コンセッション	パルプ工場を建設したところ

### (1) BA 社

アグロフォレストリー・モデルを使ってユーカリと米の間作を試みるとともに、プランテーション経営のあらゆる側面に村を利用することで、主に農村地域における食料安全保障と貧困撲滅に役立つことを目指している。現在植林を終えているのは 4,500 ha(このうち 3,430.10 ha が FSC 認証済み)だが、村民とは 8,000 ha まで土地協定を結んでいる。短・中期的には、植林面積を 15,000 ha まで増やす予定である。長期計画(5~8 年)は企業が保有する植林地を 60,000 ha 確保し、理想的には村落による植林地を 30,000 ha まで増やす予定である。植林樹種は、*Eucalyptus deglupta*、*E. camaldulensis*、*E. pellita*、*E. urophylla*、*E. grandis*、および一部 *Acacia auriculiformis*、*A. mangium* をベースにした品種およびハイブリッド種である。

現在 1 カ所で木材加工施設(FSC 認証)を運営し、植林木(ユーカリ、チーク)を原料に家具を含む木材および木材製品を生産している。将来は、ヒンフープ郡にパルプと合板の製造工場を建設し、直径 8~30 cm の丸太を扱って年間 50,000 m<sup>3</sup> 加工することと、より大規模な林業クラスター(パルプ工場、合板、製材所、バイオ燃料、グリーン電力など)を建設することを計画している。

過去 5 年間に下記の輸出実績がある。

- モルディブ: チークおよびユーカリの挽き材。チークはウッドデッキとユーカリは屋根板用
- 中国: チークの挽き材および家具
- 英国: チーク家具
- タイと米国: チーク家具
- デンマークとスウェーデン: 少量のチークおよびユーカリ家具
- 韓国: まな板、床材

### (2) SE 社

最近収穫を開始したばかりである。同社の目標は、パルプと紙および、ベニヤ(合板)用の丸太を育て、輸出またはラオス国内の加工会社に販売することである。

### (3) M 社

パルプと紙および(b)ベニヤ(合板)用の丸太生産を目指していると考えられる。同社はボーリカムサイ県とカムムアン県に土地コンセッション合意に基づき約 24,000 ha のプランテーション(このうち 22,000 ha には主にユーカリとごく一部アカシアが植林されている)を有しているほか、約 5,000 ha の契約栽培農家のプランテーションを有している。



#### (4) BL 社

インド系企業で自社のプランテーション(土地コンセッションによる賃借)を中国の Sun Paper に売却することを検討中である。製品取引情報は入手できなかった。

#### (5) SP 加工施設

サワンナケート県に新しい工場を建設している。ここでは、中国政府による中国への古紙輸入制限(公害問題による)を回避した、欧米からの古紙のリサイクルも行うことにしている。

#### (6) BW 社

白炭を取り扱う会社。ラオス退役軍人連盟(Lao National Veterans Federation)と合意したコンセッション契約に基づき、ターパバート郡の合計 90.05 ha を利用している。ラオスでは 2004 年に白炭の生産が開始され(樹種は *Cratoxylum formosum*)、日本と韓国からの活発な需要にともない着実に成長を遂げてきた。2015 年にはラオス全国で 65 の企業が白炭を生産し、2016 年に輸出は 11,156 トンを上回り、輸出総額は 2,403,000 米ドル(1kg 当たり 0.22 米ドル)に達した(Vongkhamho et al. 2018)。

## 2 関係政府機関の概要

木材および木材製品の合法性において関連性または一定の役割を有する政府機関は次のとおりである。

- 農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry: MAF)
- 天然資源環境省 (Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)
- 商工省 (Ministry of Industry and Commerce: MOIC)
- 財務省 (Ministry of Finance: MoF)

これらの本省はすべて首都ビエンチャンにあり、省ごとに 18 県それぞれと、各県内の各郡とに事務所を置いている。中央レベルで省はさまざまな部局で構成されているが、こうした部局も県や場合によっては郡レベルで個別に事務所を置いている。これらの省、とりわけ関係局および県・郡事務所の役割と責任について、表12、図2にまとめた。

表12 木材および木材製品の収穫、加工、流通、取引の担当機関

機関名	役割と責任
農林省 (MAF)	
<b>林業局 (DOF)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産林・伐採管理課 (Production Forest and Logging Management Division)</li> <li>● 森林インベントリ計画課 (FIPD)</li> <li>● プランテーション促進森林再生課 (Ilanation Promotion and Forest Restoration Division)</li> <li>● 村落林・NTFP 管理課 (Village Forest and NTFP Management Division)</li> <li>● 法規・林業技術基準課 (Legislation and Forestry Technical Standard Division)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業に関する戦略とプログラムを策定して実施する。</li> <li>● 森林資源の変化を調査・監視し、全国の森林資源に関する情報を管理する。</li> <li>● 区画を線引きし、森林資源を調査し、森林および林地、非木材林産物、水、野生生物の保全、保護、開発、利用のための経営計画を策定、実施する。</li> <li>● 森林法その他の法的文書を策定する。</li> <li>● 規則および技術的指示によって法令を運用可能にする。</li> <li>● 植林、森林再生、森林管理、森林保護、森林資源に関する政策、方法、対策について研究し提言する。</li> <li>● 林業基本計画、プログラムおよびプロジェクトの実施を監視し、監督し、評価する。</li> <li>● 森林資源の管理、保護、利用および持続可能な開発に対する林業の法的枠組の実施と有効性を調査し、監視し、評価する。</li> <li>● 法規・林業技術基準課は、伐採から中間土場までの林業活動とCoCに關係する法的文書の改正または新規策定を担当する。</li> </ul>
<b>森林検査局 (Department of Forestry Inspection : DOFI)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法規・森林検査政策課 (Legislation and Forest Inspection Policy Division : LFIPD)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DOFI は 2008 年に設置され、2007 年森林法 No06/NA および 2007 年野生生物および水棲生物法 (Wildlife and Aquatic Law) No07/NA に基づく調査と執行活動を担当している。委任事項 No 1894/MAF 2012 に基づき活動し、森林法、野生生物および水棲生物法および関連規則に関して大臣官房に直接報告義務を負う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>DOFI の法規・森林検査政策課 (LFIPD) は最近創設され、FLEGT 常任事務所に置き換えられた。FLEGT VPA プロセスのための TLD 策定を含め、森林から中間土場までの木材合法性に関する政策と法的文書の策定を担当する。</li> </ul>
<b>県農林事務所 (PAFO)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県林業セクション (Provincial Forestry Section)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県レベルでの DOF の機能の実施を担当する。具体的には、MAF に提出する県収穫割当ての策定、収穫許可証の交付、収穫契約書の策定、収穫作業の監督、丸太の記録書類作成 (丸太の測定と格付および中間土場での丸太明細書の作成を含む) を行う。</li> </ul>
<b>郡農林事務所 (District Agriculture and Forestry Office: DAFO)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>郡森林ユニット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAFO に報告する (各県につき約 7~11 の郡がある)。機能はプランテーションの登録、プランテーション経営計画、収穫前調査、収穫作業の監視、丸太原産地証明書を作成など。DAFO は収穫した木材を測定し、すべての地域からの収穫物に対する丸太明細書を作成する。</li> </ul>
<b>天然資源環境省 (MONRE)</b>	
<b>天然資源環境政策局 (Department of Natural Resources and Environment Policy)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ開発、すなわち水力発電所、ダムおよび貯水池、送電線、道路建設、農業、鉱業のための天然林の転換に対する検討と承認を担当する。</li> </ul>
<b>環境クオリティ推進局 (Department of Environmental Quality Promotion)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林転換の環境および社会影響評価を担当する。</li> </ul>
<b>土地局 (Department of Lands)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも 8 種類の土地用途 (その一つは林地) のレベルまで国土の土地区画設定を担当する。</li> <li>土地登記と土地権利設定を担当する。</li> </ul>
<b>商工省 (MOIC)</b>	
<b>工業手工業局 (DIH)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材加工業を担当する。木材加工会社を所有する民間企業や家庭は MOIC の DIH および関連の県当局および郡商工事務所 (District Office of Industry and Commerce) に管理される。</li> </ul>
<b>輸出入局 (Department of Import and Export: DIMEX)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出入管理課 (Import and Export Management Division)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前は輸出入許可証の交付を担当していたが、今は担当していない。</li> <li>輸出入に関する全国統計をとって集め、貿易関連情報 (法令や手続、関税を含む) を掲載するラオス政府のウェブサイト「ラオス貿易ポータル」を運営している。</li> </ul>
<b>内国商取引局 (Department of Domestic Trade: DDT)</b>	
<b>県商工事務所 (Provincial Office of Industry and Commerce: POIC)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県の木材・林業のビジネス (収穫後に商取引が行われ、丸太が中間土場に運搬されて輸出に至るまで) を担当し、中間土場での丸太の競売と工場における輸出用木材製品の認証を行う</li> </ul>
<b>財務省 (MoF)</b>	

<p>税関局 (Department of Customs)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税およびロイヤルティーの徴収、ラオスからの輸出品（国に出入する木材および木材製品を含む）に対する関税の決定と徴収を担当する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国有資産局 (Department of State Assets)</li> </ul>	<p>生産林や転換地で伐採した天然の丸太（こうした丸太は国有資産）の登録を担当する。</p> <p>測定と格付けを行った丸太は国有資産台帳に記入し、買い手による丸太の代金支払いが終われば台帳から削除する。没収した丸太と没収した加工木材製品も国有資産台帳に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中央レベルでは、国有資源管理課 (State Resources Management Division) の担当になる。</li> <li>▪ 県レベルでは、県財務事務所 (Provincial Office of Finance: POF) の国有資産セクション (State Asset Section) が担当する。</li> <li>▪ 郡レベルでは郡財務事務所 (District Finance Office) が担当する。</li> </ul>

	生産林地	転換地
林業・加工・貿易 におけるステップ	天然資源環境省土地局・ 農林省林業局森林インベ ントリ計画課	土地転換の承認機関は面 積による 100 ha以下：省人民委 員会 100-1000ha：首相府 1000 ha超：国民議会
土地区分・ 土地利用計画		
森林管理計画	計画策定：県農林事務所／郡農林事務所 計画承認：農林省林業局森林インベントリ計画課	
森林管理エリア計画・ 伐採計画	計画策定：県農林事務所・郡農林事務所 計画承認：農林省林業局森林インベントリ計画課	
伐採	実施：木材収穫ユニットまたは木材収穫企業 監視：県農林事務所・郡農林事務所	
土場 1	ログリスト作成：木材収穫ユニット／木材収穫企業 と県農林事務所／郡農林事務所	
土場 2	格付け・測定：県農林事務所／郡農林事務所 国有財産登録：財務省・県財務事務所	
丸太の競売	競売：商工省・県商工事務所 国有財産登録削除と丸太代金回収：財務省・県財務 事務所	
土場 3	木材加工業者の許可：天然資源環境省・商工省（検 討中） 木材加工業者の営業管理：商工省（検討中）	
委託積載	積載許可：県商工事務所・県農林事務所・県財務事 務所	
輸出	税関申告：国境税務署（財務省・県財務事務所）	

図2 許可証および承認の担当する機関

### 3 森林に関する法令の概要

#### 3.1 概要

ラオスには林業に関してする夥しい数の法令文書が存在している。2015年、DOFは国連食糧農業機関(Food and Agricultural Organisation: FAO)と世界銀行およびGIZの支援を受け、林業合法性概要(Forestry Legality Compendium)を作成した。この概要は法的文書そのものではなくリストを示しており、2007年森林法の個別条項との関連性に基づいて幅広い範囲の文書を整理して分析し、文書間で隔たりやずれがあればそれも明らかにしている。林業合法性概要は、林業セクターの個別サブセクターごとに法的文書をリスト化している。

- 生産林の木材に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(51件)
- 転換地の木材に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(51件)
- 村落林および個人林に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(36件)
- 産業プランテーションに関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(52件)
- 小自作農プランテーションに関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(45件)
- 木材加工に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(18件)
- 木材製品の取引と輸出に関連する法律・規定(またはガイドライン)文書(33件)

林業セクターに関する法律・規定文書が大量に存在することは、これらを理解することはもとより、実際に活用すること、つまり、木材および木材製品の合法的な収穫、加工、取引の実施そのものが極めて困難な状況にあると言える。当然、輸出先から合法性証明を求められても、関連する情報の提供が難しい状況にある。

### 3. 2 ラオスにおける FLEGT

2003年に、EUは森林法施行・ガバナンス・貿易に関する行動計画(EU-FLEGT Action Plan)を採択した。このスキームは、違法伐採の低減と持続可能な林業の強化を目指して、世界中の林業セクターにおけるグッド・ガバナンスを推進するものである。違法木材および木材関連製品のEU市場への流入を防止するように策定されている。計画には木材生産国に対する財政的・技術的支援や助言のほか、合法的な木材貿易の推進策も含まれている。FLEGTの重要な構成要素は、木材生産国との自主的・二国間協定(Voluntary Partnership Agreement、VPA)の締結である。VPAは違法な木材収穫を減らして合法的な木材貿易を推進するための国際貿易協定である。

ラオス政府はまず2010年にFLEGT VPAの策定に対する基本合意書をEUに提出し、2012年には農林省がラオス政府を代表してFLEGTにコミットし、VPAの交渉に臨む意欲を表明した。農林省は2013年に、GIZの支援を受けてDOFIとともにFLEGT常任事務所を開設した。その上で、ラオス政府はGIZのProFLEGTの援助を受けながら、EUとのVPAの交渉を開始した。その後、数年間の準備作業を経て(表11)、2017年の4~5月に初の直接会合の開催に至った。2018年6月には2回目の直接交渉が開かれた。EUとラオス政府のVPAは2021年の初頭に締結されることが見込まれている。VPAが締結されると次に合同実施委員会が開かれてシステムの実施と評価を監督することになっており、それがうまく行けば、ラオスにFLEGTライセンスが発行される。このFLEGTライセンスは、VPAの締結から約3年後(2024年)には発行されるものと期待されている。ラオスとEUは、VPAとFLEGTライセンスがあらゆる国へのすべての輸出を対象とし、国内の木材・林産業にも適用されることに合意したものと理解されている。

ラオスにおけるFLEGT VPAプロセスの概要を図3に示している。現在パートナーはまだステップ(1)の「VPAの締結交渉中」の段階にあり、i) TLDとii) サプライチェーン管理システムに焦点を当てて交渉しているところである。

表11 ラオスとEUのFLEGT VPA締結交渉の下で行われた主な活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2010年：MAF および MOIC が FLEGT VPA に関する基本合意書を EU に提出。</li> <li>▪ 2011年：ラオスにおける木材の流れに関する基礎研究が完了。</li> <li>▪ 2012年：MAF、MOIC、MoNRE の各副大臣が FLEGT VPA 交渉の準備のための基本合意書を提出。</li> <li>▪ 2013年：DOFI の下に FLEGT VPA 常任事務所を設置。</li> <li>▪ 2015年：首相府がラオスと EU との FLEGT VPA の交渉開始を承認。</li> <li>▪ 2015年10月：第1回国家運営委員会（National Steering Committee: NSC）会合を開催。</li> <li>▪ 2016年7月：第2回 NSC 会合を開催。</li> <li>▪ 2016年12月：5件の TLD 草案と製品範囲を EU に提出。</li> <li>▪ 2015年9月：市民社会（CSO）FLEGT 委員会を設置。</li> <li>▪ 2017年1月：交渉チームおよび技術作業部会と EFI（EU のコンサルタント）との会合。</li> <li>▪ 2017年4～5月：EU と GoL との第1回直接交渉。</li> <li>▪ 2018年1月：第3回 NSC 会合をチャンパーサック県で開催。共同議長は農林副大臣、ラオス-EU FLEGT VPA の交渉責任者は Dr Phouangparisak Pravongviengkham。</li> <li>▪ 2018年6月：第2回直接交渉を首都ビエンチャンで開催。交渉は2つの会合、2日間の合同専門家会議（Joint Expert Meeting: JEM）と技術作業部会（交渉）会合（Technical Working Group: TWG）を含む。</li> <li>▪ 2018年10月：サプライチェーン管理、生産林・木材加工・取引の妥当性確認に関する EU のフィードバック。</li> <li>▪ 2018年10～11月：JEM 3 の文書パッケージの仕上げを支援するために EFI の技術ミッションをラオスに派遣。</li> <li>▪ 2019年：ブリュッセルで JEM 3 と TWG 3 から成る第3回直接交渉を開催予定。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



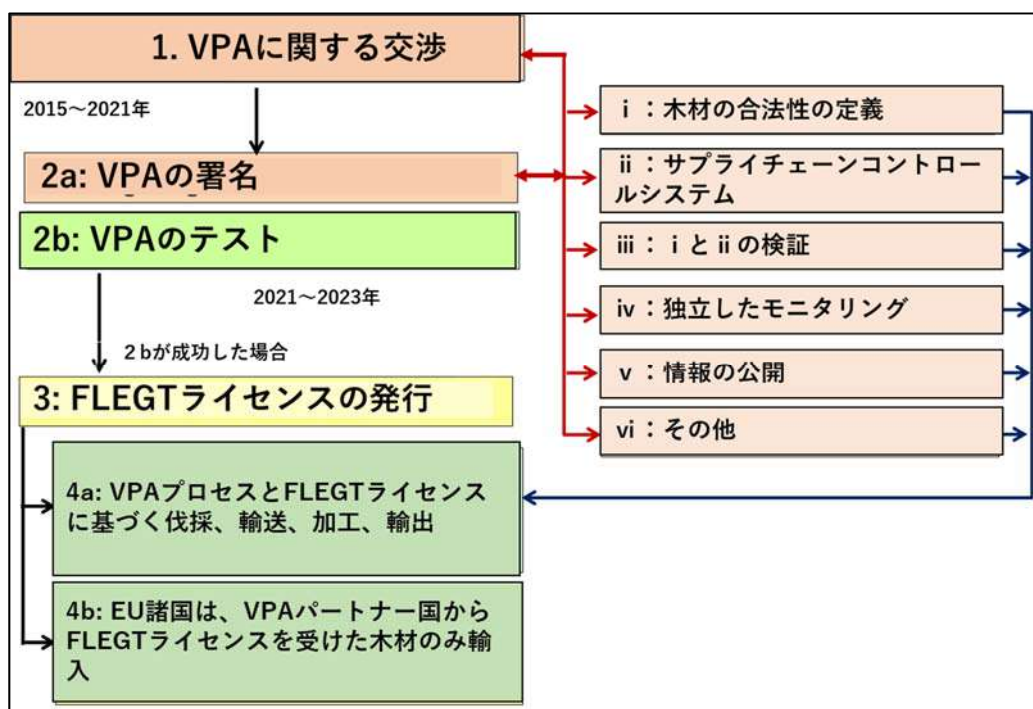


図3: ラオスにおける FLEGT-VPA プロセスの概要

ラオスの FLEGT の促進を支援するため、ラオス政府と GIZ による共同イニシアティブである ProFLEGT が 2013 年より実施されている。2017 年に 2 件の GIZ プロジェクトが加わって ProFLEGT/ProFEB プログラムが立ち上がり、資金は引き続き BMZ を通じてドイツ政府が提供し、実施は GIZ が行っている。ProFLEGT/ProFEB プログラムの第 1 フェーズは 2019 年 4 月まで実施されることになっている。事務所は MAF の DOFI に置かれている。第 2 フェーズは 2019 年 5 月に開始し、少なくとも 2 年間実施される見込みである。ProFLEGT/ProFEB プログラムは MAF (初期は FLEGT 常任事務所、現在は DOFI の法規・森林検査政策課(LFIPD)を通じて)、MOIC、MONRE および他の政府機関、市民社会団体、学術機関、木材加工産業と緊密に連携している。さらに、ProFLEGT/ProFEB を通じた GIZ によるラオスの FLEGT への技術援助と並行して、ドイツ復興金融公庫(KfW)はラオスの FLEGT 実施に対して、保全地域や木材加工セクターに重点を置いて 700 万ユーロの援助を約束した。EU はラオスでの FLEGT の進展を支援する機関や団体に対しても資金を提供している。

### 3. 2. 1 ラオスの FLEGT における木材合法性定義

森林資源の使用権利、収穫、輸送、加工、取引を規制するラオスの法令をまとめた枠組である TLD (Timber Legality Definitions、木材合法性定義) が、ラオスの FLEGT の取り組みの下で策定され、試験が行われている。TLD はラオスの現行法令に基づき、VPA プロセスに基づくマルチステークホルダーの協議を経て策定される。FLEGT VPA が合意されれば、少なく

とも EU 諸国への木材・木材製品輸出に必要な FLEGT ライセンスを受け取るためには、木材および木材製品はこの定義に適合しなければならない。

現在では、8 種類の TLD が策定されている。これらの TLD には、ラオスにおける合法的木材供給源・丸太の輸送・丸太の販売・木材加工・加工木材製品の取引に関連する作業への法的要件のほか、労働義務が含まれる。

TLD 1:生産林(18の参照法令に基づく)

TLD 2 : 転換地(19の参照法令に基づく)

TLD 3 : 植林地(16の参照法令に基づく)

TLD 4 : 村落林(本調査の時点では、合法的な木材ソースではなく、草案は作成されていない)

TLD 5 : 没収木材(19の参照法令に基づく)

TLD 6 : 輸入木材(3の参照法令に基づく)

TLD 7 : 林業、木材加工、取引業務における労働義務(9の参照法令に基づく)

TLD 8 : 木材加工と取引(19の参照法令に基づく)

TLD は原則、基準、指標、立証書類、参照法令で構成されている。

**原則と基準:** ラオスの木材合法性保証システム (Timber Legality Assurance System, TLAS) の対象となる法的要件の適用範囲と概要

**指標:** 順守しなければならない法的要件を指定

**立証書類:** 各指標の順守を裏付ける文書。この立証書類によって、検証機関は指標に適合していることを判断する

**参照法令:** 指標と関連立証書類が規定されている法令を特定

### 3. 2. 2 ラオスの FLEGT における木材合法性保証システム

TLD によって法令が整理され合法性の枠組みが明らかにされ、これが実施されれば合法的な木材・木材製品が確保されることになるが、最終的な木材製品が本当に合法的な木材によるものと確認可能にするためには、こうした法令のすべてが論理的かつ連動し、一貫した過程を辿って順守されることを監視し、チェックして確認するためのシステム、木材合法性保証システム (Timber Legality Assurance System, TLAS) が必要になる。このシステムは加工流通過程の管理 (Chain of Custody: CoC) 評価と呼ばれている。ラオスは木材の収穫と輸送の合法性を検証して確保することを目指した以下の既存の法令がある。

- 生産林における木材の収穫と輸送の CoC に関するガイドライン 1097/DOF (2007) (Guidelines 1097/DOF (2007)、on Chain of Custody (CoC) Control of Timber Harvesting & Transport in Production Forest)
- 森林から中間土場までの木材輸送の管理に関するガイドライン 0962/DOF (2010) (Guideline 0962/DOF (2010) on Management of timber transports from forest to Log yard II)

しかし、これらの規則の一貫性や実行可能性は必ずしも確保されておらず、時代遅れでもある。また、加工や取引に関する CoC ガイドラインはこれまで存在していない(現在開発中である)。このような状況のため、現状においては、収穫の合法性を検証する現行のシステムは効果に乏しく、時には実施されていない可能性もある。

ラオスは現在、EU FLEGT の下で TLAS の策定に力を注いでいる。この TLAS は、すべての木材製品輸入国によって、将来の木材合法性保証の基準として受け入れられることが見込まれている。ラオスの TLAS は、政府、民間セクター、市民社会、学術界のステークホルダーが関与する協議プロセスにおいて策定中であり、次の5つの機能を備えるものになる(図4)。

- ① TLD への適合の検証
- ② 木材サプライチェーン管理および関連するコンプライアンスの検証(3.2.1 項参照)
- ③ 検証で見つかった違反の管理
- ④ FLEGT ライセンスの発行
- ⑤ 独立監視

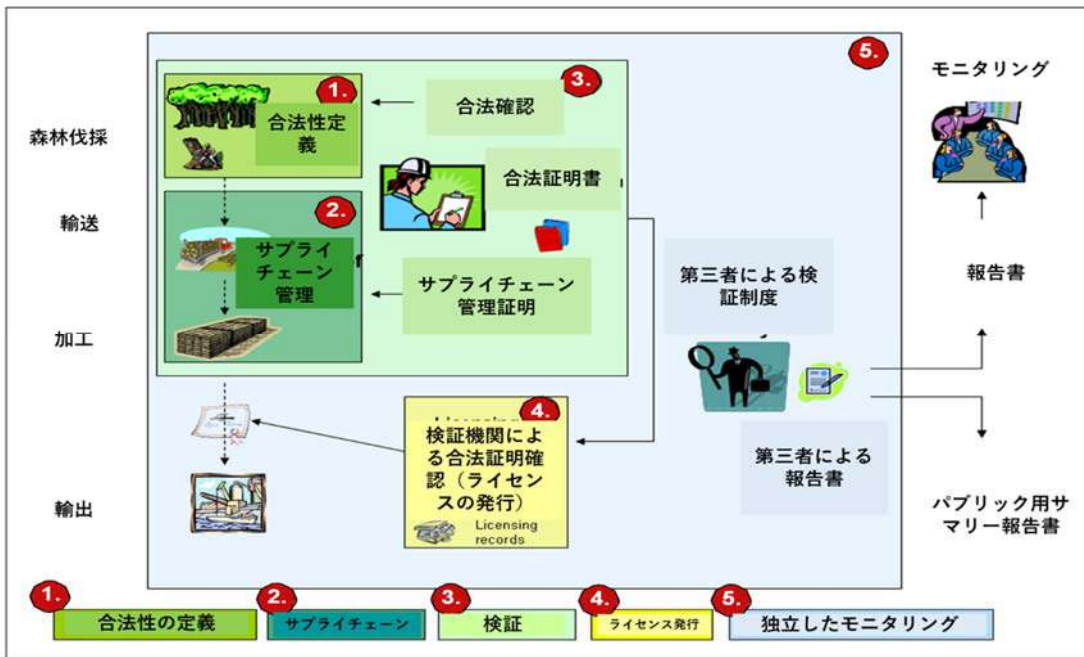


図4 FLEGT-VPA で策定中の木材合法性保証システム(TLAS)の5つの機能

ラオスの TLAS の適用範囲は、木材供給源から企業および家族経営業者による丸太と木材製品の一次加工からその後のあらゆる加工に対する管理と検証の手段を含んでいる。さらに、TLAS はラオス国内での丸太と木材製品の取引および木材製品の輸出も管理し、検証する。ラオスの TLAS は丸太および木材製品の国内市場での販売と、対象となる木材製品の輸出に適用される。木材製品の輸出委託貨物には、仕向け先の市場に関係なく(EU と非 EU 諸国を問わず)、1 個口ずつ FLEGT ライセンスが発行される。

TLAS に適用される CoC は 2 つに分かれており、それぞれマーケットチェーンの上流部門(MAF の担当)と下流部門(MOIC の担当)を規制している。

- マーケットチェーンの上流部門: 森林から中間土場までを対象。「森林から中間土場までの木材輸送の管理に関するガイドライン 0962/DOF (2010)」(Guideline 0962/DOF (2010). Management of timber transports from forest to Log yard II)が適用される。このガイドラインは現在見直しが行われている。
- 木材マーケットチェーンの下流部門: 中間土場(競売後)から加工、取引および輸出までを対象。現在策定中の「木材の加工と取引における木材の搬出入の管理および監視に関する決定、MOIC/DIH」2019 年 1 月 8 日付草案」(Decision on the management and monitoring of timber input and outputs in wood processing and trading、MOIC/DIH)が適用される。

### 3.3 森林資源の収穫に関する法令

#### 3.3.1 森林に対する法的権利

法的には、天然林木の伐採および販売は、関係政府当局の与える伐採割当(クオータ)の承認に基づいてのみ行うことができる。その理由は、(1)国有林地の天然林の樹木は国の所有物であり、(2)林地以外で天然に自生する樹木も国の所有物であり、個別の承認が与えられていない限り営利目的で伐採や販売を行ってはならないためである。村落の場合、住民は天然林木の伐採と販売は許可されていないが、住宅や公共の建物といった慣習的目的でのみ利用することができる。この森林や樹木の法的地位は、2007年森林法(Forest Law)と、見直し中の森林法(Forestry Law)2018年12月11日付草案に規定されている。改正中の森林法には下記の通り示されている。

#### *第4条の5(改正) 森林および林地の所有権(改正中の森林法)*

*天然の森林および林地は国家の財産であり、森林および林地を復元し保存するために、国民の参加を得て、国が統一して集中管理する。*

*森林・林地管理団体の認識において労力および(または)資金を得て指定区域で個人、法人または団体(投資家を含む)によって植林された森林及び樹木は、植林した者もしくは団体または投資家の財産となる。*

*個人、法人または団体の土地にあり、国がその利用権を分配している天然林木については、係る個人、法人または団体の財産とする。*

上記の第3段落は現行の2007年森林法には存在しないため、私有地にある天然林木の保有権は流動的な状況にあるといえる。個人または他の主体によって植林された樹木の場合、係る主体は自ら当該樹木を植えたことを証明し、その伐採、輸送、販売の許可を得なければならない。その理由は、植林された樹木の委託貨物の中に天然林の樹木を隠す/密輸する可能性があるためである。ただし、ゴムとユーカリは外来樹種であるため必然的に100%植林されていることから、両樹種の木材はこの規制の例外とされている。

森林コンセッションや、森林資源の長期的管理や利用に対するコンセッション(使用権)は存在しない。その代わりに、森林は国によって管理され、森林資源へのアクセスは年次クオータ制度や伐採認可によって提供される。ただし、ラオス政府は水力発電プロジェクト、特別経済区、鉄道路線、道路といった一連の開発プロジェクトに対しては「土地コンセッション」を発行している。こうしたプロジェクト対象区域は国有林地に位置することもあるが、一般には荒廃林地が多い。

### 3. 3. 2 森林資源の管理と収穫に関する法令

森林資源の収穫に関する法令は、木材供給源の種類にしたがって TLD 1(生産林)、TLD 2(転換地)、TLD 3(植林地)にまとめられている。現在、生産林からの収穫は首相令第 15 号によって禁止されているが、将来の生産林の木材供給再開に備えて以下の TLD の草案が作成中である。

#### (1) 生産林の管理および収穫に関する法的枠組み

DAFO は、生産林における郡の管轄域内にある森林管理区 (Forest Management Area: FMA)<sup>3</sup>の管理と収穫について計画を策定した後、所属する県の PAFO にその計画を提出する。PAFO は受け取った計画に基づき、年次木材収穫計画を含む県の年次事業計画を作成し、MAF の承認を得る。次に、PAFO は FMA に対する収穫許可を交付し、木材収穫ユニット (Timber Harvesting Unit: THU) または木材収穫企業 (Timber Harvest Enterprise: THE) と伐採計画の運営実施の契約を結ぶ。THU は ライセンスを取得し MAF の承認を得て設立され、木材の収穫と収穫地から中間土場までの木材の輸送を行う組織、THE は MAF によって設立される事業部門で、法令および関係当局の出す要件にしたがって実施する、必要な基準にしたがって木材収穫活動を実施するための独立した財源を有する組織である (木材収穫ユニットおよび企業の設立と管理に関する 2009 年 2 月 23 日付合意 2812 (Agreement 0812, 23 Feb 2009. On the establishment and management of timber harvest units and enterprises))。

天然生産林の管理計画に関する法的要件は、ラオスの FLEGT の TLD 1(基準 1.1.1)に掲載されている。

原則 1.1: 天然生産林管理計画	
基準 1.1.1: FMA に対する天然生産林管理計画を確立する。 関係法令 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0204/MAF (2003) : 生産林の確立および持続可能な管理について</li> <li>▪ ガイドライン 2156/DOF (2006) : 持続可能な生産林管理計画</li> <li>▪ 決定 0108/MAF (2005) : 森林インベントリに関する規則</li> <li>▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法</li> </ul>	
指標	立証書類
1.1.1.1 PAFO および DAFO が村落の参加を得て生産林管理計画を策定し、DOF が承認した。既存計画の改訂については、少なくとも 15 年以内に改訂しなければならない。	1.1.1.1.1 生産森林管理計画 1.1.1.1.2 村落林管理協定

<sup>3</sup> 森林管理区 (FMA) は生産林の一部であり、生産林は多くの FMA が集まって構成されている。

1.1.1.2 管理計画は 15 年間の計画サイクルに対して持続可能な年間許容伐採量および区画（年次伐採面積）を定義している。	1.1.1.2.1 生産林管理計画内の年次許容伐採量 1.1.1.2.2 年間収穫区画の地図
-----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

天然生産林の収穫に関する法的要件はラオスの FLEGT の TDL 1(基準 1.2.1、1.2.2)に掲載されている。

原則 1.2: 収穫作業	
基準 1.2.1: FMA に対して収穫計画を策定し、県の年間木材収穫計画が承認されている。 参照法令 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007)</li> <li>▪ 規則 0204/ MAF (2003) : 生産林の確立および持続可能な管理について</li> <li>▪ ガイドライン 2155/DOF (2006) : 参加型森林インベントリ</li> <li>▪ ガイドライン 2157/DOF (2006) : 生産林の木材収穫に関する首相令第 17 号</li> </ul>	
指標	立証書類
1.2.1.1 DAFO が収穫前インベントリの結果に基づき収穫計画（「特定の FMA 対象」）を作成し、PAFO が認証した。	1.2.1.1.1 収穫前インベントリ報告書 1.2.1.1.2 FMA の収穫計画（収穫地図付き）
1.2.1.2 PAFO が年間作業計画と年間木材収穫計画（「各 FMA 対象」）を策定し、MAF に提出した。	1.2.1.2.1 県年間作業計画（年間木材収穫計画を含む）
1.2.1.3 政府（「首相府」）が年間木材収穫計画を承認し、PAFO に収穫作業について通知を出した。	1.2.1.3.1 首相府の年間木材収穫計画に関する通知書 1.2.1.3.2 MAF の年間木材収穫計画に関する通知書
1.2.1.4 PAFO が FMA に対する収穫許可証（「特定の年度／季節に対して」）を発行した。	1.2.1.4.1 PAFO により発行された伐採許可証
基準 1.2.2: 木材収穫 は収穫原則に従う。 参照法令 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007)</li> <li>▪ 決定 0182/ MAF (2009) : 木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関する合意</li> <li>▪ 決定 0080/ MAF (2012) : チェーンソーの輸入、管理および利用</li> <li>▪ ガイドライン 2157/DOF (2006) : 生産林における木材収穫</li> <li>▪ ガイドライン 0962/DOF (2010) : 森林から中間土場までの木材輸送の管理</li> <li>▪ 決定 0116/MAF (2007) : 丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続き</li> </ul>	
指標	立証書類
	1.2.2.1.1 署名された収穫契約書

1.2.2.1 PAFO が公式に 設立され合法的に業務を行う木材収穫ユニット (THU) または木材収穫企業 (THE) と契約を結んだ。	1.2.2.1.2 MAF の発行した収穫ユニット企業設立許可証
	1.2.2.1.3 POIC からの収穫企業登録
	1.2.2.1.4 車両利用許可証
	1.2.2.1.5 チェーンソー利用
1.2.2.2 THU または THE が既存のガイドライン+木材収穫計画にしたがって伐採施設を準備した (林道、伐採ユニットのキャンプ、土場を含む)。	1.2.2.2.1 収穫地図
1.2.2.3 THU または THE が既存のガイドラインにしたがって伐採作業を実施した。	1.2.2.3.1 DAFO および PAFO による伐採中の監視報告書
1.2.2.4 収穫作業者が、伐倒地点または山土場における玉切り後のすべての丸太を記録した。	1.2.2.4.1 伐倒した樹木および玉切りによる丸太を記録した選択樹木リスト (フォーム I)
1.2.2.5 中間土場において、PAFO、DEQP および村落森林官 (Village Forestry Officer: VFO) がガイドラインにしたがって丸太明細書を作成し、丸太を測定して塗料で印をつけ、丸太を計量して格付けを行った。	1.2.2.5.1 中間土場の丸太明細書 (フォーム IV)

## (2) 転換地の管理および収穫に関する法的枠組み

転換地に対応する政府所轄官庁は、対象となる林地の作業規模によって異なる。

- 森林地の転換は、国民議会の常任委員会によって承認される。
- 荒廃林地の転換については、100 ha 未満は県人民議会、100~1,000 ha は政府(首相)、1,000 ha より上は国民議会の常任委員会によって承認される。
- 無立木の森林地の転換については、30 ha 未満は郡または市町村行政当局、30~200 ha は県人民議会、200~10,000 ha は政府(首相)、10,000 ha より上は 国民議会の常任委員会によって承認される。

林地転換のための管理計画に関する法的要件は、ラオスの FLEGT TLD 2(基準 2.2.1)に掲載されている。

### 原則 2.2: インベントリと伐採

基準 2.2.1: 伐採前計画はコンセッション合意にしたがって確立する。

#### 法令

- 法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007)
- 規則 0108/MAF (2005) : 森林インベントリに関して
- 規則 0112/MAF (2008) : 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関して



<ul style="list-style-type: none"> <li>命令 15/PM (2016) : 木材収穫管理および検査の厳密性、木材輸送ならびに木材ビジネスの強化</li> </ul>	
指標	立証書類
2.2.1.1 現場での実施に関する県委員会の下の伐採管理ユニットが伐採区域を画定し、木材数量を調査した（収穫前インベントリ）。	2.2.1.1.1 伐採区域の調査報告書と地図
2.2.1.2 PAFO が県の年間作業計画（転換地の年間木材収穫計画を含む）を策定し、MAF に提出した。	2.2.1.2.1 県の年間作業計画（年間木材収穫計画を含む）
2.2.1.3 政府が年間木材収穫計画（転換地の収穫計画を含む）を承認した後、MAF が収穫作業について PAFO に通知書を出した。	2.2.1.3.1 MAF に向けた首相府の年間木材収穫計画に関する通知書
	2.2.1.3.2 PAFO に向けた MAF の年間収穫計画に関する通知書
<p>基準 2.2.2: 伐採準備、伐採および伐採後清掃は、転換地での収穫に関する規則に従う。</p> <p>法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律 06/NA (2007) : 森林法 (2007) .</li> <li>決定 0182/MAF (2009) : 木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関して</li> <li>決定 0080/MAF (2012) : チェーンソーの輸入、管理および利用に関して</li> <li>命令 15/PM (2016) :</li> <li>規則 0112/MAF (2008) : 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関して</li> <li>決定 116/MAF (2007) : 丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関して</li> </ul>	
指標	立証書類
2.2.2.1 PAFO が公式に設立され合法的に業務を行う THU または THE と契約を結んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名された収穫契約書</li> <li>MAF の発行した収穫ユニット／企業設立許可証</li> <li>POIC からの収穫企業登録</li> <li>車両利用許可証</li> <li>チェーンソー利用許可証</li> </ul>
2.2.2.2 THU／THE が伐採管理委員会の承認した伐採計画にしたがって伐採作業の準備を行った。	伐採計画
2.2.2.3 THU／THE が、現場実施結果について伐採管理委員会に定期的に報告を行う。	現場実施報告書
2.2.2.4 中間土場において、林業技官が丸太を測定して格付けし、丸太に印を付ける。	丸太明細書

### (3) 植林地の管理および収穫に関する法的枠組み

登録や許可を含め、必要な手続は植林地の規模によって異なる。植林地の管理計画に関する法的要件は、ラオスの FLEGT TLD 3(基準 3.2.3)に掲載されている。

原則 3.2: 植林地の設立と管理	
<p>基準 3.2.3: 植林地の管理は法規則に従わなければならない。</p> <p>関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 通知 1374/MCAF (2010) : 植林区画および育った木材の登録申請</li> <li>▪ 規則 0196/MAF (2000) : 長期植林地の開発と促進に関する規則</li> <li>▪ 指示 1643/DOF (2010) : 産業林およびNTFP投資に関するフィージビリティスタディの策定</li> <li>▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査</li> <li>▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境社会影響評価</li> <li>▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して</li> </ul>	
指標	立証書類
3.2.3.1 点在する樹木は村長によって認証され、DAFOによって承認されなければならない。	植樹証明書 (Planted Tree Certificate)
3.2.3.2 1,600 m <sup>2</sup> 以上5ha未満の植林地はDAFOによって登録されなければならない。	植林地登録証明書
3.2.3.3 5haより広い植林地はDAFOによって登録され、PAFOによって承認されなければならない。	植林地登録証明書
3.2.3.4 賃借およびコンセッションによる植林地ならびに5haよりも広い植林地は、管理計画を立てなければならない。	管理計画
3.2.3.5 環境・社会モニタリングおよび管理計画 (Environment and Social Monitoring and Management Plan, ESMMP) の策定が義務づけられている植林地は、環境適合性証明書 (Environmental Compliance Certificate) の指定どおり天然資源環境当局に定期的に報告しなければならない (面積200 ha超: MONRE、面積20~200 ha: PONRE)。	ESMMPの実施に関する報告書
3.2.3.6 プロジェクトオーナーは、環境および社会的な紛争に関するすべての要求を記録し解決を求めなければならない。解決について意見が一致しない場合、影響を受ける当事者は補償委員会に申し立てを行うことができる。	プロジェクトオーナーの事務所に寄せられた要求の記録。さまざまなレベルの紛争処理事案がより高度な解決レベルに移行した事例の記録文書
3.2.3.7 プロジェクトオーナーは環境・社会管理およびモニタリング措置の実施に関する情報を公開する。	ESMMP実施に関するプロジェクトオーナーの報告書

伐採許可に必要な手続は木材種および収穫作業員によって異なる。植林地における収穫に関する法的要件は、植林地についてのラオスの FLEGT TLD3 の下記の基準 3.3.1 に掲載されている。

**原則 3.3: 収穫作業**

<p>基準 3.3.1: 植林地における収穫または点在する樹木の伐採は、関係法令に従って行う。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 指令 3659/DOF (2017) : 植林木の収穫および移動の実施</li> <li>▪ 法律 06/NA (2007) : 森林法</li> <li>▪ 決定 0182/MAF (2009) : 木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関する合意</li> <li>▪ 決定 0080/MAF (2012): チェーンソーの輸入、管理および利用</li> </ul>	
指標	立証書類
<p>3.3.1.1 ユーカリ、アカシア (Acacia auriculiformis、Acacia mangium)、パラゴムノキ、沈香のプランテーションまたは点在樹木から収穫した木材の数量は、植林地所有者によって DAFO に報告しなければならない。</p>	<p>DAFO で管理する緑林地木材数量記録</p>
<p>3.3.1.2 植林地または点在天然樹木からの在来樹種の伐採は PAFO の承認を得なければならない。</p>	<p>PAFO による収穫承認</p>
<p>3.3.1.3 林業作業が収穫企業によって実施される場合、当該植林地所有者または木材の買い手は、公式に設立され合法的に業務を行う THU または THE と契約を結んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 署名された収穫契約書</li> <li>▪ MAF の発行した収穫企業設立許可証</li> <li>▪ POIC からの収穫企業登録</li> <li>▪ 車両利用許可証</li> <li>▪ チェーンソー利用許可証</li> </ul>
<p>3.3.1.4 収穫が家族の働き手によってチェーンソーで行われる場合、そのチェーンソーは PAFO に登録し、毎回チェーンソーを使用する際に PAFO に通知する必要がある。</p>	<p>チェーンソー利用許可証</p>

TLD 1、2、3 の法的要件として参照されている法令のうち下記は、政府が現在見直しに取り組んでいる。

- 規則 0112/MAF (2008) 「水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の整地に関する規則」
- 決定 0116 /MAF (2007)、「丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関する決定」
- ガイドライン 0962/DOF (2010) 「森林から中間土場までの木材輸送の管理」

### 3.3.3 環境要件

#### (1) 天然林生産林での収穫における環境配慮に関する法的要件

天然生産林での収穫における環境配慮に関する法的要件は、TLD 1(原則 1.5)に以下のとおりまとめられている。

原則 1.5: 収穫後の作業	
<p>基準 1.5.1: 収穫後評価を行う。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0204/MAF (2002)、第 13 条</li> <li>▪ ガイドライン 2157/DOF (2006)、第 10 (3) 章</li> <li>▪ ガイドライン 1036/DOF (2010)、第 6 項</li> <li>▪ PSFM 作業マニュアル DOF (2013)</li> </ul>	
指標	立証書類
1.5.1.1 PFS、DFU、VFO が伐採実績および伐採影響の評価を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1.5.1.1.1 収穫後評価報告書</li> </ul>
<p>基準 1.5.2: 収穫後の作業の結果を実施する。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0204/MAF (2002)、第 13 条</li> <li>▪ ガイドライン 2157/DOF (2006)、第 12 章</li> <li>▪ PSFM 作業マニュアル DOF (2013)、第 8.5.2 項</li> </ul>	
指標	立証書類
1.5.2.1 収穫ユニット/企業は、PFS、FMU および VFO の勧告する課題および影響を緩和し対策を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 1.5.2.1.1 影響緩和・実施報告書</li> </ul>

(2) 転換地での伐採に対する環境配慮に関する法的要件

転換地での伐採に対する環境配慮に関する法的要件は、TLD 2(原則 2.1)に以下のとおり掲載されている。

原則 2.1: 環境・社会影響の評価と緩和計画、転換許可およびコンセッション合意	
<p>基準 2.1.1: プロジェクトオーナーは、開発プロジェクトの環境・社会影響の緩和のために調査を行い計画を立てる。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査</li> <li>▪ 合意 8056/MONRE (2013) : 初期環境調査または環境影響評価の必要な投資プロジェクトおよび投資活動のリストの承認+公布.</li> <li>▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016)</li> <li>▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に対する環境社会影響評価 (ESIA)</li> <li>▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して</li> </ul>	
指標	立証書類

2.1.1.1 スクリーニングプロセスの結果、早期環境検査（Initial Environment Examination：IEE）が必要になる開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て IEE 報告書および ESMMP を作成する。	• IEE 報告書（協議の記録と結果を伝える章を含む）
	• ESMMP 報告書
	• 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
2.1.1.2 スクリーニングプロセスの結果、環境社会影響評価（ESIA）（グループ 2）が必要になる開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て ESIA および ESMMP を作成する。	• ESIA 報告書（協議の結果を伝える章を含む）
	• ESMMP 報告書
	• 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図

環境・社会モニタリングおよび管理計画（Environment and Social Monitoring and Management Plan: ESMMP）は、転換地での伐採に対しても義務づけられており、以下に示すとおり TLD 2（原則 2.2 の基準 2.2.3）に基づき規定されている。

原則 2.2: インベントリと伐採(転換地)	
<p>基準 2.2.3: 林業および環境セクターは、伐採作業ならびに ESMMP に関連する管理およびモニタリング計画の実施を監視する。</p> <p>法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0112/MAF（2008）：水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃</li> <li>▪ 指示 8029/MONRE（2013）：投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査</li> <li>▪ 指示 8030/MONRE（2013）：投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境+社会影響評価</li> <li>▪ 命令 84/ラオス政府（2016）：補償および移住に関して</li> </ul>	
指標	立証書類
2.2.3.1 現場での実施に関する県委員会の下での伐採管理ユニットが、各小伐採区域における継続作業のフェーズと伐採終了後フェーズを監視した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 作業中の評価報告書</li> <li>• 収穫後評価報告書</li> </ul>
2.2.3.2 環境セクターが社会・環境管理を監視し、その実施が伐採作業終了まで ESMMP に従っていることを見届けた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伐採作業終了までの進捗報告書</li> </ul>
2.2.3.3 プロジェクトオーナーは環境・社会紛争に関するすべての要求について記録をとり解決策を探す。解決について意見が一致しない場合、影響を受ける当事者は補償委員会に申し立てを行うことができる。未解決の問題はより高いレベルに移して解決を図ることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロジェクトオーナーの事務所に寄せられた要求の記録</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各レベルにおける紛争解決の記録書類</li> </ul>
2.2.3.4 プロジェクトオーナーは環境・社会管理およびモニタリング措置の実施に関する情報を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ESMMP の実施に関するプロジェクトオーナーの報告書</li> </ul>

### (3) 植林地に対する環境配慮

植林地に対する環境配慮に関する法的要件は、TLD 3(基準 3.2.1)に以下のとおりまとめられている。

原則 3.2: 植林地の設立と管理	
基準 3.2.1: 植林地は技術・環境・社会評価要件を満たさなければならない。	
参照法令	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0196/MAF (2000) : 長期プランテーション林の開発と促進に関する規則</li> <li>▪ 指示 1643/DOF (2010) : 産業林およびNTFP投資に関するフィージビリティスタディの策定に関して</li> <li>▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査</li> <li>▪ 合意 8056/MONRE (2013) : 初期環境調査または環境影響評価の必要な投資プロジェクトおよび投資活動のリストの承認+公布</li> <li>▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016) 、</li> <li>▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境+社会影響評価</li> </ul>	
指標	立証書類
3.2.1.1 賃借またはコンセッションによって5 haより大きいプランテーションを抱えるオーナー（数人が所有し相互に隣接して5 ha超の地域を所有している場合を含む）は、技術的分析を行ってDOFの承認を得なければならない。	技術評価報告書の承認
3.2.1.2 スクリーニングプロセスの結果IEE（グループ1）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てIEEおよびESMMPを作成する。	IEE報告書（協議の記録と結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
3.2.1.3 スクリーニングプロセスの結果EISA（グループ2）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てEISAおよびESMMPを作成する。	ESIA報告書（協議の結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書 影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図

#### 3.3.4 保護樹種のカテゴリーとリスト

2007年森林法第27条は、「樹木およびNTFP種の保全」について以下のように定めている。

樹木およびNTFP種の保全: *May Dou Lai* (*Pterocarpus macrocarpus* sp.), *May Kha Nhoung* (*Dalbergia cochinchinensis*), *May Khamphi* (*Dalbergia bariensis*), *May Long Leng* (*Cunninghamia sinensis*), *Fang daeng* (樹種名不明), *Sapan* (樹種名不明) および国の定義するその他の樹種など、主として禁止種および希少種は天然林で絶滅の危機に瀕しており、種を増やし充実させるためにその保全が奨励される。

樹木およびNTFP種の保全には次の対策が含まれる。

1. 樹木およびNTFP種の調査
2. 母樹林の分類、樹木およびNTFP種のインベントリと登録
3. 地元住民の参加による保全・保護地域の計画
4. 保全および利用に関する規則および措置の策定と実施
5. その他の必要な活動

その後 2012 年に樹木種のリストが作成され、「0008/MAF(11-1-2012): 樹木のタイプ一覧表: 禁止・特別・管理種」に掲載された。このリスト(表 14)には、禁止(Prohibited)種/樹木: 12 種、特別(Special)種/樹木: 24 種、規制(Controlled)種/樹木(レベル I, II, III): それぞれ 41、17、53 種が記載されているが、これらの分類の定義や意味は不明である。実際には、禁止種リストに含まれている樹種であっても、近年一般的に輸出され、高額に取引されていた。

この樹木種のリストは「丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関する」決定 0116 /MAF(2007)で示されているリストにきわめて似ている。決定 0116 では、禁止種も含めた全カテゴリーの全樹種の伐採基準を規定しているが、伐採が禁止されているのであればその樹種に対する伐採基準があるのは矛盾している。また決定 0116 /MAF(2007)については現在見直しが行われている。

最近では、2018 年 10 月の CITES(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)のラオスに対するレビューと勧告を受けて、将来的にはラオス政府は上述のリストの代わりに CITES 付属書 I、II、III のリストを使用していく意向であり、そのための DOF 野生生物管理課が作成している新しい法律文書の草案には、保護樹種のカテゴリーとリストを盛り込むことが想定されている(DoF 局長へのインタビューによる情報)。現在改正中の森林法の草案でも、CITES 付属書リストを参照するなどの修正が行われている。

表 12 禁止・特別・規制木材樹種リスト

I	禁止樹種	II	特別樹種	II	特別樹種
1	<i>Dalbergia cochinchinensis</i>	1	<i>Tectona grandis</i>	13	<i>Mesua ferra</i>
2	<i>Dalbergia cultrata</i>	2	<i>Fokina kawalhajal</i>	14	<i>Fokinia chinensis</i>
3	<i>Cunninghamia sinensis</i>	3	<i>Pterocarpus macrocarpus</i>	15	<i>Gradenia frangeoides</i>
4	<i>Cunninghamia obtusa</i>	4	<i>Pterocarpus pedatus</i>	16	<i>Pterocarpus santalinus</i>
5	<i>Cunninghamia lanceolata</i>	5	<i>Afzelia xylocarpa</i>	17	<i>Xylia kerril</i>
6	<i>Desmodium lengipes</i>	6	<i>Agularis Sp.</i>	18	<i>Hopea odorata</i>
7	<i>Gradenia Cambodiana</i>	7	<i>Milletia leocantha</i>	19	<i>Swetenia macrophylla</i>
8	<i>Fagraea fragrans Box</i>	8	<i>Cinnamomum liseafoitum</i>	20	<i>Mangiletian Insignis</i>
9	<i>Elaeocarpus sianensis</i>	9	<i>Mansonla gagei</i>	21	<i>Ficus Sp.</i>
10	<i>Erythrophloeum fordil</i>	10	<i>Mansonla Sp.</i>	22	<i>Cinnamomum cassis BL</i>
11	<i>Michelia champact</i>	11	<i>Diospyros embryoteris</i>	23	<i>Pinus merkusii</i>
12	<i>Dysoxylon loureiri</i>	12	<i>Diospyros mollis</i>	24	<i>Pinus Kaslya</i>

III	規制樹種 I	IV	規制樹種 II		規制樹種 III
1	<i>Shorea harmandii</i>	1	<i>Melia azedarach</i>	1	<i>Bombax anceps</i>
2	<i>Hopea ferrea</i>	2	<i>Gmelia arborea</i>	2	<i>Aistonia scholaris</i>
3	<i>Shorea vulgaris</i>	3	<i>Stereospermum</i>	3	<i>Castanopsis hystrix</i>
4	<i>Vatica Cinerea</i>	4	<i>Irvingia cambodiana</i>	4	<i>Castanea castanopsis</i>
5	<i>Vatica dyeri</i>	5	<i>Sandoricum indicum</i>	5	<i>Pygeum arboretum</i>
6	<i>Terminalia corticosa</i>	6	<i>Dipterocarpus</i>	6	<i>Canarium nigrum</i>
7	<i>Lagerstroemia floribunda</i>	7	<i>Eugenia compongensis</i>	7	<i>Nauclea orientalis</i>
8	<i>L. cochinchinensis</i>	8	<i>Albissia codoratisima</i>	8	<i>Pterospermum</i>
9	<i>Melanorrhoea laccifera</i>	9	<i>Cinnamomum iners</i>	9	<i>Carallia lucida</i>
10	<i>Sindora siamensis</i>	10	<i>Talauma gioi</i>	10	<i>Albizia procera</i>
11	<i>Sindora cochinchinensis</i>	11	<i>Dialium cochinchinensis</i>	11	<i>Cananga latifolia</i>
12	<i>Artocarpus lancefolius</i>	12	<i>Peltophorum dasyrashis</i>	12	<i>Aglaia gigantea</i>
13	<i>Terminalia tomentosa</i>	13	<i>Samanea saman</i>	13	<i>Paradina hirsuta</i>
14	<i>Dipterocarpus obtusifolium</i>	14	<i>Coruga piñata</i>	14	<i>Pentacme suavis</i>
15	<i>Shorea hypochra</i>	15	<i>Pentace burmani.</i>	15	<i>Shorea thorelii</i>
16	<i>Shorea obtuse</i>	16	<i>Sterculia lychnophora</i>	16	<i>Artocarpus lakoocha</i> <i>Anogeissus</i>
17	<i>Pentacme siamensis</i>	17	<i>Dialium indum</i>	17	<i>Acuminata</i>
18	<i>Terminalia belerica</i>			18	<i>Vitex pinnata</i>
19	<i>Dipterocarpus costatus</i>			19	<i>Castanopsis annamonsis</i>
20	<i>Dipterocarpus alatus</i>			20	<i>Castanopsis indica</i>
21	<i>Dipterocarpus turbinatus</i>			21	<i>Canarium kerrii</i>
22	<i>Dipterocarpus intricatus</i>			22	<i>Lagorstroemia</i>
23	<i>Mangifera indica</i>			23	<i>Cassia garettiana</i>
24	<i>Toona febrifuga</i>			24	<i>Litchi chinensis</i>
25	<i>Chukrasia tabularis</i>			25	<i>Crypteronia paniculata</i>
26	<i>Chukrasia Sp.</i>			26	<i>Millingtonia hotensis</i>
27	<i>Berrya mollis</i>			27	<i>Dillenia Spp</i>
28	<i>Anisoptera robusta</i>			28	<i>Stereospermum Spp</i>
29	<i>Parashorea sttellata</i>		規制樹種 III	29	<i>Terminalia chebula</i> <i>vancitrina</i>
30		42	<i>Azadirachia indica</i>	30	<i>Calophyllum salgonensis</i>
31	<i>Adina cordifolia</i>	43	<i>Hanglietea clauca</i>	31	<i>Sterculia foetida</i>
32	<i>Hopea pierrel</i>	44	<i>Peperomia pelluscia</i>	32	<i>Sterculia villosa</i>
33	<i>Duabanga sonneratioides</i>	45	<i>Cratexylon prunifolium</i>	33	<i>Spondias pinnata</i>
34	<i>Xylia dolariformis</i>	46	<i>Michelia masticate</i>	34	<i>Wrightia tomentosa</i>
35	<i>Eugenia SP</i>	47	<i>Gardenia philastrel</i>	35	<i>Holarrhaena</i>
36	<i>Caesalpinia sappan</i>	48	<i>Combretum guarangula</i>	36	<i>Tetrameles nudiflora</i>
37	<i>Shorea sp</i>	49	<i>Garcinia ferra</i>	37	<i>Parinariium annamensis</i>
38	<i>Dysoxylum binectariferum</i>	50	<i>Vitex altissima</i>	38	<i>Protium serratum</i>
39	<i>Keteleria tonkinensis</i>	51	<i>Garunia miteflora</i>	39	<i>Cassia siamea</i>
40	<i>Allanthus fauveliana</i>	52	<i>Stephogyne parvifolia</i>	40	<i>Amoora polystachya</i>
41	<i>Vatica astrotricha</i>	53	<i>Pterospermum</i>	41	<i>Lacticum</i>

出典：文書 008/MAF(2012)より抜粋



### 3. 3. 5 森林管理と収穫作業における雇用と安全

雇用に関する法的要件と、森林管理と収穫活動に関わる人に対して法的に義務づけられている保護や安全については、ラオスの FLEGT の TLD 7(林業、木材加工および取引業務における労働義務)に明記されている参照法令(表13)から情報を集めることができる。現状としては、雇用に関しては、給与の支払いや適時の支払いの欠如、労働契約の欠如、地元のラオス国民が優先されていないことが報告されている。また、安全衛生についても、安全整備の不備、伐採キャンプの衛生環境の悪さ、死傷に対する未保障などが指摘されている。

表13 TLD 7(林業、木材加工および取引業務における労働義務)に基づく参照法令

法令の名称	年	説明
法律 43/NA (2014) 、労働法	2014	第 43 条—雇用者の健康診断を促進する使用者の義務、第 97 条—妊婦または新生児のいる母親の雇用、第 119 条—労働条件、労働者の安全衛生対策に関する使用者の義務、第 102 条—危険で健康に有害な活動における若年雇用者の採用の制限、第 122 条—リスク評価、第 123 条—雇用者の安全衛生に対する責任者に関して。
指示 No. 1035/2010 MAF	2010	労働法の実施、ならびに安全対策、労働と健康に関する内部規則、年次健康診断に関する 2010 年 4 月 23 日付の第 3 条を厳格に実施するよう企業に注意を促すことに関して。
法律 34/NA (2013) 、 社会 保障法	2013	
決定 4277/MoLSW (2016) 、 オンライン労働監督報告書の 利用に関する新決定	2016	労働監督官の組織と機能に関して。
決定 0182/ MAF (2009) 、	2009	木材収穫ユニットおよび企業の確立と管理に関する合意
決定 0080/ MAF (2012) 、チ ェーンソーの輸入、管理およ び利用に関して	2012	現在、このガイドラインは輸入、ライセンス付与などに言及するのみとなっている。改正案には訓練および安全装置も盛り込まれることになる。

<p>ガイドライン 2157/ DOF (2006)、生産林の木材収穫に関するガイドライン、2006年</p>	<p>2009</p>	<p>伐採請負業者選考基準：  電動チェーンソー、スキッター、トラックなどの伐採道具や機械の保守と使用に関するスキルとよく訓練を受けた人材を備えていること。</p> <p>伐採ユニットのキャンプの建設：  伐採その他の施設の提供。午前中に日が当たり通気の良い場所に設置する。</p> <p>…設計では寝室、キッチン…トイレを確保する。飲料水その他の水の十分な供給があり、適切な集水タンクが利用可能で…水のタンクは清潔に保ち、病気の原因となりかねない蚊の繁殖を避ける。</p> <p>保護具に関する第2条  伐採技術等に関する第3条</p>
<p>決定 0719 /MOIC (2009)、木材加工製造基準に関して</p>	<p>2009</p>	<p>第7条：技術者と労働者の基準  第9条：安全・衛生・環境基準</p> <p>9.1. 労働者の労災事故、疾病および健康への悪影響を回避するための安全管理を備えなければならない。</p> <p>9.2. 機械の危険から身を守る防護策——注意標識や危険な現場での警告標識など——を設置し、機械や道具を常に良好な状態に保つための計画を立てなければならない。</p> <p>9.3. 火災報知器、消火器、消火ホースなど、建物内に十分な火災警報システムを設置し、常に利用可能な状態にしておかなければならない。</p> <p>9.4. マスクやカバー（口、耳、鼻、靴、目、ヘルメット、手袋）およびユニフォームなど、労働者を塵、臭い、騒音から守る装備を用意しなければならない。</p> <p>9.5. 十分に清潔な水飲み場、救急箱、トイレ、更衣室がなければならない。</p> <p>9.6. 適切な空調システムを設置し、狭すぎず、整頓されていて十分な明かりがなければならない。</p>

### 3. 3. 6 社会的要件

#### (1) 慣習上の権利の承認

木材に対する慣習上の権利に関する一般的方針は、森林法に次のように示されている。

第 42 条 森林の慣習的利用: 国は、個人または団体の権利や利益を反映し、森林資源および環境への悪影響のない家庭利用のために、立ち入りの禁止されていない森林での木材の使用および林産物の収穫を認める。森林および林産物の慣習的利用は、所定の計画、村落の規則および森林に関する法令にしたがって行うものとする。

限定的に認められている村落の木材利用については、以下の 2 つの関連条項により明確に規定されている。

第 40 条 村落のための森林および林産物の利用: 村役場、集会所、学校、診療所などの建設活動への木材の利用

第 41 条 家庭ための森林の利用: 国は、…住む家のない家庭、または家が老朽化し、もしくは災害で崩壊、損傷もしくは破壊された家庭などについて…村民が村役場の承認と郡農林事務所の許可を得て、住宅の建設および修繕のために村落林の禁止されていない木材種を利用することを認める。

木材の村落民による慣習的利用に関して、木の伐採や販売には言及されていないため、たとえそれが慣行であったとしても、村民は天然林の材木を伐採することも販売することもできないという解釈になる。

## (2) 社会影響評価

社会影響評価は、以下の①～③のとおり、木材供給源の種類に応じて行われる。

### ①生産林に関する社会影響評価

国有生産林の管理および伐採について、社会影響評価は必要ない。

### ②転換地に関する社会影響評価

転換地の伐採については社会影響評価が義務づけられており、「開発プロジェクトにおける補償および移住 管理に関する首相令第 84 号」(PM Decree 84, 05 / 04 / 2016, on Compensation and Resettlement Management in Development Projects)の以下の条項に規定されている。

第 8 条 補償計画の実施(要点7): 樹木、作物、家畜または所得の損失が生じた場合、プロジェクトオーナーは補償額に基づいて補償を行う責任を負わなければならない。

第 9 条 補償査定および補償額の概算: プロジェクトオーナーは、地元レベルでの補償・移転委員会と協力し、国の適用する価格、市場価格、補償期間に適用可能な平均価格ならびに財産および立地の種類に基づいて、土地、建造物、作物、家畜、潜在的所得に対する補償額を概算するとともに、適正適切な方法を選択することによって被影響住民との協議を行わなければならない。

ただし、木材は国の所有物であるため村民は木材の販売を認められておらず、開発プロジェクトによって失った地域林または天然林は村民にとっての法的価値はなく、したがって、その観点から補償対象とはならない。他方、村落コミュニティは、住宅や村落の社会インフラに天然木材を使用することが法的に認められているため、こうした木材の損失は、村民にとって開発プロジェクトによって失った価値とみなすことができる。しかし実情は、多くの場合開発プロジェクトがプロジェクトの影響を受けた個人やコミュニティのために住宅や施設を再建し、それが建築用木材損失の補償とみなされている。チーク植林、ゴム・プランテーション、果樹園のように樹木が明確に個人に所有されている場合、開発プロジェクトによるその損失は調査と補償の対象となる。ラオスの FLEGT の TLD 2 では、基準 2.1.1 および 2.1.2 に掲載されている。

原則 2.1: 環境・社会影響の評価と緩和計画、転換許可およびコンセッション合意	
<p>基準 2.1.1: プロジェクトオーナーは、開発プロジェクトの環境・社会影響の緩和のために調査を行い計画を立てる。</p> <p>関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 命令 84/ラオス政府 (2016) : 補償および移住に関して</li> <li>▪ 指示 8029/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査</li> <li>▪ 指示 8030/MONRE (2013) : 投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境+社会影響評価</li> <li>▪ 合意 8056/MONRE (2013) : 初期環境調査または環境影響評価の必要な投資プロジェクトおよび投資活動のリストの承認+公布 (EIA)</li> <li>▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016) :</li> </ul>	
指標	立証書類
2.1.1.1 スクリーニングプロセスの結果 IEE (グループ 1) を必要とする開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て IEE 報告書および ESMMP を作成する。	IEE 報告書 (協議の記録と結果を伝える章を含む)
	ESMMP 報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
2.1.1.2 スクリーニングプロセスの結果 ESIA が必要な開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得て ESIA および ESMMP を作成する。	ESIA 報告書 (協議の結果を伝える章を含む)
	ESMMP 報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
2.1.1.3 補償および移住の対象となる開発プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは被影響住民と協議して補償・移転計画を作成する。	補償計画
	移住計画
	被影響住民のリスト

2.1.1.4 補償額は地元レベルの補償・移転委員会と協力し、委員会の示す単価に基づいて概算する。	被影響住民、補償・移転委員会、およびプロジェクト開発者の署名のある補償金額に関する合意覚書
2.1.1.5 プロジェクトオーナーは環境・社会影響評価に関連する情報を公開する。	IEE の必要な開発プロジェクトの場合、IEE および ESMMP の公開部分
	ESIA の必要な開発プロジェクトの場合、ESIA および ESMMP の公開部分

### ③ 植林地に関する社会影響評価

森林プランテーションに関する社会影響評価は、ラオスの FLEGT の TLD 3 の原則 3.2 の基準 3.2.1 に規定されている。

原則 3.2: プランテーションの設立と管理	
<p>基準 3.2.1: プランテーションは技術・環境・社会評価要件を満たさなければならない。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0196/MAF (2000)</li> <li>▪ 指示 1643/DOF (2010)</li> <li>▪ 指示 8029/MONRE (2013)</li> <li>▪ 合意 8056/MONRE (2013)</li> <li>▪ 決定 2797.1/MONRE.DESIA (2016)</li> <li>▪ 指示 8030/MONRE (2013)</li> <li>▪ 命令 84/ラオス政府 (2016)</li> </ul>	
指標	立証書類
3.2.1.2 スクリーニングプロセスの結果IEE（グループ1）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てIEEおよびESMMPを作成する。	IEE報告書（協議の記録と結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
3.2.1.3 スクリーニングプロセスの結果ESIA（グループ2）が必要になるプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは、被影響住民およびその他ステークホルダーの参加を得てESIAおよびESMMPを作成する。	ESIA報告書（協議の結果を伝える章を含む）
	ESMMP報告書
	影響を受ける可能性のあるすべての地域を示した地図
3.2.1.4 補償対象のプランテーション・プロジェクトの場合、プロジェクトオーナーは被影響住民と協議して補償計画を作成する。	補償計画
	被影響住民のリスト
3.2.1.5 補償額は地元レベルの補償・移転委員会と協力し、委員会の示す単価に基づいて概算する。	被影響住民、補償委員会、およびプロジェクトオーナーの署名のある補償金額に関する合意覚書

3.2.1.6 プロジェクトオーナーは環境・社会影響評価に関連する情報を公開する。	IEEの必要な開発プロジェクトの場合、IEEおよびESMMPの公開部分
	ESIAの必要な開発プロジェクトの場合、ESIAおよびESMMPの公開部分

(3) 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)

ラオス政府は ILO 条約第 169 号(1989 年の原住民及び種族民条約)の締約国ではなく、FPIC (Free prior and informed consent) の原則はラオスの法令や政策に具体的に明記されていないが、一部の政策には、合意(コンセンサス)の必要性を示唆する文言も含まれている。例えば、土地転換や植林地への転換で影響を受ける可能性のある住民に対する参加および協議プロセスを義務づける規則があり、影響を受ける可能性のある住民に対しては、補償計画を策定するための協議が義務づけられている。

(4) 利益の共有

商業伐採による収益を地元の村落と利益共有することについては、「生産林で伐採される木材の販売による収入の分配」に関する 2012 年国家主席令第 001 号 (Presidential Ordinance 001/2012) で扱われており、特に以下の第 4 条および第 5 条で具体的に規定されている。

第 4 条 PFA で採取された木材の販売から得た収益の分配:PFA で採取された木材の販売から得た収益は、次のように 2 パートに分割しなければならない。

パート 1: 総収益の 70% — 国家予算収入として

パート 2: 総収益の 30% — 森林管理、保護・保全および主に生産林の開発を支援する予算ならびに生産林と境界を接する村落または村集団の開発資金として

第 5 条 総収益のパート 2 (30%) の分配: さまざまな目的で利用するため、総収益の第 2 パートは次の 4 つに区分しなければならない。

区分 1: 20% — 森林および林業資源の開発のための信託基金として

区分 2: 20% — 全国での生産林開発のための信託基金として

区分 3: 20% — 利用されている生産林の開発のための信託基金として

区分 4: 40% — 生産林の管理協定のパートナーである村落または村集団の開発のための信託基金として

ただし、こうした利益の共有が実際にどの程度適用されているかは、世界銀行の SUFORD プロジェクトで行われている伐採の数事例を除けば、明らかではない。

### 3. 3. 7 収穫の合法性を検証するための管理措置

すでに 3.2.2 で述べたように、収穫の合法性を検証して確保することを目指した CoC に関する法的文書は2つあるが、収穫の合法性を検証するためのシステムは脆弱で、場合によっては存在しないことや、実施されていないこともある。このため、ラオスの FLEGT で現在策定と試行が進められている TLAS システムは、近い将来ラオスで実施されるという想定の下に、すべての木材製品輸入国によって将来の木材合法性保証の基準として受け入れられることが見込まれている。

### 3.4 木材および木材製品の輸送と加工に関する法令

#### 3.4.1 木材および木材製品の輸送に関する法令

TLD 1、2、3 では、生産林、森林転換地、プランテーションからの丸太の輸送に関する法令を特定している。

表14 TLD 1、2、3 で特定されている輸送に関する法令

法令の名称	年	説明
法律 06/NA (2007)	2007	森林法
命令 17/PM (2008)	2008	林業および木材ビジネスの経営における森林管理、保護、調整の強化に関して
命令 57/PM (2014)	2014	木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関して
指示 3211/MOF (2015)	2015	木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関する首相令 57 (2014) の実施に関して
規則 1726/MOIC (2012)	2012	木材の販売と購入に関する規則に関して
命令 32/PM (2012)	2012	森林管理および林業ビジネスに関する国家森林会議の議事録の採択に関する決定 32/PM (2012)
ガイドライン 0962/DOF (2010)	2010	森林から中間土場までの木材輸送の管理に関して
規則 0112/MAF (2008)	2008	水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関する規則
決定 116/MAF (2007)	2007	丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関して
指令 3659/DOF (2017)	2017	造林木の収穫および移動の実施に関して

#### (1) 生産林からの輸送

天然林生産林および転換地から一次加工施設への丸太の輸送には、受領書、丸太明細書の抹消書、当局からの許可証が必要になる。天然生産林の丸太の輸送に関する法定手続と、収穫作業(中間土場)から加工施設(最終土場)まで丸太に添付する書類は TLD 1 に示されている。



原則 1.4 木材の輸送	
<p>基準 1.4.2 中間土場から最終土場までの丸太の輸送要件の順守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 命令 17/PM (2008)、林業および木材ビジネスの経営における森林管理、保護、調整の強化に関して</li> <li>▪ 命令 57/PM (2014)、木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関して</li> <li>▪ 指示 3211 /MOF (2015) 木材および NTFPs の販売の収益回収管理に関する首相令 57 (2014) の実施</li> <li>▪ 1726/ MOIC (2012) 木材の販売と購入に関する規則</li> <li>▪ 命令 32/PM (2012)、森林管理および林業ビジネスに関する国家森林会議の議事録の採択に関する決定 32/PM (2012) に関して</li> <li>▪ ガイドライン 0962/DOF (2010)、森林から中間土場までの木材輸送の管理</li> </ul>	
指標	立証書類
<p>1.4.2.1 木材の買い手は木材の移動前にすべての輸送書類を揃えている。</p>	<p>1.4.2.1.1 木材販売の受領書</p> <p>1.4.2.1.2 国有資産台帳からの丸太明細書の抹消書</p> <p>1.4.2.1.3 丸太明細書 (フォーム V)</p> <p>1.4.2.1.4 PAFO からの輸送許可証</p>

## (2) 転換地からの輸送

転換地由来の丸太の輸送に関する法定手続と、収穫作業(中間土場)から加工施設(最終土場)まで丸太に添付する書類は TLD 2 に示されている。

原則 2.4 木材の輸送	
<p>基準 2.4.1 収穫業者は、伐採場所から土場までの輸送要件に従う。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 規則 0112/MAF (2008) 水力発電ダムの貯水域における伐採および伐採後の清掃に関して</li> <li>• 決定 116/MAF (2007) 丸太、切り株、節瘤の測定および丸太の品質格付けの手続きに関して</li> <li>• 法律 No. 06/NA (2007) 森林法</li> </ul>	
指標	立証書類
<p>2.4.1.1 山土場では、伐採管理ユニットの技術スタッフが丸太に印をつけ、樹木の数、丸太の数、伐採区画を丸太明細書に記録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山土場の丸太明細書</li> </ul>
<p>2.4.1.2 中間土場では、伐採管理ユニットの技術スタッフが丸太に刻印ハンマーで「PM (Forestry)」と打刻した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 丸太明細書</li> </ul>
<p>基準 2.4.2 木材の買い手は中間土場から最終土場までの輸送要件に従う。</p> <p>参照法令:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法律 06/NA (2007)、</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 命令 No.17/PM (2008) 、</li> <li>• 指示 No.3211/MOF (2015) 、</li> <li>• 命令 32/PM (2012) 、7)</li> <li>• ガイドライン 0962/DOF (2010) 、</li> </ul>	
指標	立証書類
2.4.2.1. 木材の買い手は、木材の移動前にすべての輸送書類を揃えている。	2.4.2.1.1 木材販売の受領書 2.4.2.1.2 国有資産台帳からの丸太明細書の抹消書 2.4.2.1.3 丸太明細書 2.4.2.1.4 PAFO からの輸送許可証

### (3) 植林地からの輸送

植林地由来の丸太の輸送に関する法定手続は TLD 3 に示されている。植林地由来の丸太に関しては、在来樹種は許可証が必要だが、ユーカリ、アカシア (*Acacia auriculiformis*、*Acacia mangium*)、ゴム、沈香などの樹種には輸送許可法は必要ない。

原則 3.5: 木材の輸送	
<p>基準 3.5.1: プランテーション／点在樹木の木材を買い手の丸太置き場まで輸送するには関係法令に従わなければならない。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 指令 3659/DOF (2017)</li> </ul>	
指標	立証書類
3.5.1.1 ユーカリ、 <i>Acacia auriculiformis</i> 、 <i>Acacia mangium</i> 、ゴムおよび沈香の木材の輸送は輸送許可証を必要としない。 プランテーション／点在樹木の在来木材種の輸送はPAFOから許可を受けなければならない。	3.5.1.1.1 PAFOによる在来樹種の輸送許可証

### (4) 加工木材製品の輸送

木材加工と取引に関する TLD 8 は、加工された木材製品の輸送に関する法定手続について明確に示されていない。これは、下流のサプライチェーンの CoC に関する法令が未整備であることによると考えられ、今後整備されることになるだろう。「MOIC/DIH、木材の加工と取引における木材の搬出入の管理および監視に関する決定」が、2019年1月8日付草案で検討されている。

### 3. 4. 2 木材および木材製品の加工に関する法令

TLD 8 では、森林産業の木材加工と取引セクターにおける輸送に関する法令をまとめている（表15）。

法令の名称	年	説明
法律 46/NA (2013)	2013	企業法 (Law on Enterprise)
法律 48/NA (2013)	2013	工業加工法 (Law on Industrial Processing)
法律 06/NA (2007)	2007	森林法
法律 70/NA (2015)	2015	関税・税法 (Law on customs duty, tax)
法律 29/NA (2012)	2012	環境保護法 (Law on Environmental Protection)
規則 0719/MOIC (2009)	2009	木材産業基準に関する決定
ガイドライン 0962/DOF (2010)	2010	森林から中間土場までの木材輸送の管理に関して
指示 8030/ MONRE (2013)	2013	投資プロジェクトおよび投資活動に関する環境社会影響評価
指示 8029/ MONRE (2013)	2013	投資プロジェクトおよび投資活動に関する初期環境調査
指示 No: 3281/MoF (2014)	2014	徴税管理に関して。この文書は全企業を対象とする一般文書だが、林業セクターへの個別の言及はない。
通知 1429/DDT (2016) ...	2016	国内市場向けの木材製品の輸送に関して
CoC に関する決定案バージョン 2、2/4/2018/MOIC	2018	木材加工および取引における木材の搬出入の管理と監視に関して

表15 木材加工と取引セクターにおける輸送に関する法令

木材加工所での材料の流れは、主に丸太と加工原料の保管、木材の加工、加工製品の保管の 3 つの作業で構成されている。木材加工所に搬入されるすべての丸太は最終土場（一般には木材加工者の丸太置き場）で保管され、すべての丸太が記録されて保管される。丸太はその加工所での一次加工（丸太を大～中サイズの板材に変えること）に使われる場合と、商人または他の木材加工者に直接販売される場合がある。一次および二次加工（板材を建設、家具その他木材産業で直接利用できる多様な挽き材に変えること）の段階では、丸太や加工原料の搬入と加工材の搬出が記録される。歩留まり率は搬入量と搬出量に基づいて計算される。木材および木材製品の加工に関する法的要件は、木材の加工と取引に関する TLD 8 下記の通りで特定されている。

原則 8.1: 木材の加工と取引に関する要件および手続き	
<p>基準 8.1.1 合法的に設立された木材加工および取引企業に関する要件の順守。</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法律 46/NA (2013)、企業法</li> <li>• 法律 048/NA (2013)、工業加工法</li> <li>• 法律 06/NA (2007)、森林法</li> <li>• MOIC 合意 0002_3Jan18_輸出用木材製品リストに関して</li> <li>• 規則 0719/MOIC (2009)、木材産業基準に関する決定</li> </ul>	
指標	立証書類
8.1.1.1 業者は木材の加工および取引業務に対する有効なライセンスと許可証を所持していた。	8.1.1.1.1 企業登録証明書
	8.1.1.1.2 工場操業証明書
	8.1.1.1.3 林業事業登録書
<p>基準 8.1.2: 木材の加工および取引に関するサプライチェーン管理手続の順守</p> <p>参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 最終土場から輸出までの CoC に関する決定 (案) バージョン 2、2/4/2018/MOIC</li> <li>▪ ガイドライン 0962/DOF (2010) : 森林から中間土場までの木材輸送の管理に関して</li> <li>▪ 通知 1429/DDT (2016) : (文書はまだない)</li> <li>▪ 法律 70/NA (2015) L 関税・税法</li> <li>▪ 指示 No: 3281/MoF (2014) : 徴税管理に関して</li> </ul>	
指標	立証書類
8.1.2.1 業者は受領した原料を管理および記録し、その合法的出所を確保するためのシステムを実施している。	8.1.2.1.1 木材および木材製品に関する搬入報告書 (フォーム I)
	8.1.2.1.2 バランス・システムの実施
8.1.2.2 業者は全生産過程における歩留まり率を記録して維持するためのシステムを実施している。	8.1.2.2.1 一次および (または) 二次加工の消費ノルマに対する業者による計算システムの実施に関する報告書
	8.1.2.3.1 木材の搬出と残余に関する報告書 (フォーム II)
8.1.2.3 業者は木材と木材製品の搬出と残余を管理するためのシステムを実施している。	8.1.2.3.2 タックス・インボイス
	8.1.2.4.1 年次納税証明書
8.1.2.4 業者 (家族経営事業を除く) は納税に関するすべての義務を履行している。	
8.1.2.5 家族経営事業は定額税を納めている。	8.1.2.5.1 年次定額税徴収票

### 3. 4. 3 木材および木材製品の輸送と加工の合法性を検証するための監督・管理システム

現在、木材および木材製品の輸送と加工の合法性を検証するための監督・管理のシステムは整備されておらず、「MOIC/DIH、木材の加工と取引における木材の搬出入の管理および監視に関する決定」が、2019年1月8日付草案で検討されている。

### 3. 5 木材および木材製品の取引に関する法令

#### 3. 5. 1 木材および木材製品の取引に関する法令

すでに述べたように、生産林での伐採の停止に関する首相令第31号(2013)に続き、首相令第15号(2016)は天然生産林の伐採を禁止し、天然林産の丸太、挽き材、加工木材の輸出を禁じている。現在の規制の枠組の下では、「PMO 通知 2035/2017—1月18日付輸出用木材製品リストに関する MOIC 合意 0002/3 について」にしたがって定義された最終製品のみが、輸出を認められる。命令 2143/MOIC. DIMEX(2016)によって、家具については輸出ライセンスの必要がなくなり、その代わりに検査証明書(Inspection Certificate)または荷積検査証明書>Loading Inspection Certificate)が必要になる。検査証明書は県工業手工業事務所、PAFO 職員および POF 職員(後者は天然木材由来の木材製品の場合)によって家具工場をチェックされ承認される。木材製品輸出のための荷積検査証明書(天然材木材製品は IC-01、植林木材製品は IC-02)<sup>4</sup>はラオス語のフォームしかないが、以下の情報が含まれている。IC-01、IC-02 のフォーマットは別添資料 6.1 と 6.2 に示した。

- 会社登録承認の情報
- 木材伐採認可に関する情報
- 委託貨物に関する情報(梱包明細書(納品書)と同じ)
- 輸送車両に関する情報

現在、天然林由来の木材および木材製品の輸出は禁止されているにもかかわらず、TLD 8 では、次のとおりその原則、基準などに天然林木材を含んでいるが、その理由は、TLD は天然林の木材の伐採、加工、販売が再び認められるかもしれない将来を見越して策定されているためである。

原則 8.2: 輸出に関する要件および手続き	
基準 8.2.1: 輸出に関する法令の順守 参照法令	
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 0002/MOIC (2018) (決定 1833/MOIC (2016) に代わる): 輸出適格木材製品の改訂リストの承認に関して</li><li>▪ 命令 2143/MOIC. DIMEX (2016): コンテナ荷積み前の木材製品の認証手続き</li><li>▪ 通知 1161/DOIH (2016): 天然木材製品および植林木材製品の輸出認証申請</li><li>▪ 通知 1818/PMO (2016): 海外輸出のための木材製品検証手続き(車両への荷積み)</li><li>▪ 最終土場から輸出までの CoC に関する決定(案)バージョン 2、2/4/2018/MOIC</li></ul>	
指標	立証書類

<sup>4</sup> IC: Industry Commerc の略である

8.2.1.1 輸出用木材製品は、天然林または人工林の丸太に由来する製品に対する、輸出の認められる範囲と基準に適合している。	8.2.1.1.1 木材製品輸出向け荷積検査証明書（フォーム IC-01、天然林由来の木材製品について申請） 8.2.1.1.2 木材製品輸出向け荷積検査証明書（フォーム IC-02、人工林由来の木材製品について申請）
8.2.1.2 輸出者は木材製品輸出に必要な情報をすべて揃えている。	8.2.1.2.1 承認済みの税関申告書
<p>基準 8.2.2: CITES に基づく木材製品輸出規制の順守 参照法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 規則 0141/MAF (2010) : 森林および森林資源の訴訟（森林法の承認後に改正して樹種を含める予定）</li> <li>▪ 法律 18/NA (2017) : 条約および国際協定に関して</li> <li>▪ 命令 05/PM (2018) : 禁止されている野生動植物の管理と確認の取り組みを強化する命令</li> </ul>	
<b>指標</b>	<b>立証書類</b>
8.2.2.1 木材製品輸出者は CITES 条約およびその付属書 I、II、III を順守している。	8.2.2.1.1 CITES 許可証

### 3. 5. 2 木材製品の取引

#### (1) 製品の種類

すでに述べた通り、ラオスから輸出される多様な種類の木材製品の数量については、公式情報はもとより非公式データや情報すらない。2016年5月付首相令第15号を受けて、輸出を認可される木材製品の種類と寸法はより明確に定義されるようになっている。「輸出向け木材製品リストに関する2016年10月3日付合意 No. 1933/MOIC の改正」(the Revision of the agreement No. 1833/MOIC, issued on 3 October 2016 on the list of wood products for exports)に関する MOIC 合意 0002、2/1/2018 に、輸出を認可される木材製品の種類と寸法に関する最新の仕様が掲載されている。ラオスから輸出される製品を反映するこのリストには以下の項目が含まれている。

- ブリケット、ペレット
- 木炭
- 寄木張り、室内床材、壁および天井パネル、フィンガージョイント材
- 合板および各種集成板
- 木製ハンドル製品
- 木製建具および建築用木工品
- 窓およびドアの枠

- その他の品目:まな板、衣類用ハンガー等
- 木製家具

ラオスの FLEGT VPA でも、管理または禁止対象の製品について独自のリストを作成しているところである。MOIC のリストにきわめて似ているが、フォーマットは VPA のものを採用している。

## (2) 木材および木材製品の取引に関して法的に義務づけられている書類または記録

法的に義務づけられた書類または記録については、「木材の加工および取引における木材の搬出入の管理と監視に関する決定」バージョン 2.2、8/1/2019/MOIC に示されている。この決定はまだ草案作成の過程にあり、現在アッタプー県で試行中である。内容の大部分は現行法令に基づいており、将来ラオスからの木材および木材製品の輸出の法的基礎となるだろう。決定草案 15 条に木材および木材製品の合法的取引に必要な書類が示されている。

### 第 15 条 木材および木材製品の国内販売および輸出販売のためのドシエに関する規則:

所有権を変更する(販売)には、買い手はドシエ(trade dossier、売買に必要な書類)一式を提示できなければならない。販売先(国内または輸出)によって、揃える必要のある書類は異なる。

#### 1. 国内市場に必要な標準書類

国内市場で販売する木材および木材製品については、買い手は売り手から得た以下の書類を提示できなければならない。

- ・製品リスト／梱包明細書(業者が発行し署名済み)
- ・付加価値税納付領収書)

#### 2. 輸出に必要な標準書類

木材・木材製品の適格な輸出に関するラオス政府の最新の政策に基づいて輸出用に販売する木材および木材製品については、輸出者は以下の書類を提示できなければならない。

必須書類:

- ・国有資産事務所に登録済みの売買契約書
- ・製品リスト／梱包明細書(業者が発行し署名済み)
- ・コマーシャルインボイス
- ・税関申告書
- ・付加価値税納付領収書(該当する場合)
- ・荷積検査証明書

・ CITES 対象種が使用されている場合には CITES ライセンスおよび他の関連する生産記録

該当する場合: 必要に応じて他の裏付け資料

- ・ 原産地証明書
- ・ 植物検疫証明書

### 3. その他合法的木材輸出に必要なドシエ

適合性検査や輸出ドシエの承認の際に MOIC/POIC に要求された場合、詳細な説明と適合の証拠を示す補充書類を提出しなければならない。追加の補充書類には以下のようなものがある。

- ・ 伐採許可証
- ・ 木材、木材製品、切り株、節瘤の輸送許可証(中間土場から最終土場まで)
- ・ 木材、木材製品、切り株、節瘤の木材販売契約書(中間土場で)
- ・ 丸太明細書(中間土場で)
- ・ 木材、木材製品、切り株、節瘤の正式受領書/税金領収書
- ・ 木材および木材製品の受領覚書(最終土場で)

法的に義務づけられた書類または記録については、「木材の加工および取引における木材の搬出入の管理と監視に関する決定」バージョン 2.2、8/1/2019/MOIC に示されている。この草案には「荷積検査証明書」の書式は明記されていないが、3.5.1 で示した「コンテナ荷積み前の木材製品の認証手続に関する命令 2143/MOIC. DIMEX(2016)」に規定されているフォーム IC-01 およびフォーム IC-02(木材製品輸出に対する荷積検査証明書)になると想定される。

本調査では、天然林由来の木材・木材製品の輸出に際し、実際に作成されている書類について明らかにすることはできなかった。一方、植林地由来の木材と家具を扱う会社(Brapha Agroforestry 社)が英国へのチークの家具の輸出認可を得るために作成した書類のリストを表16に示した。リストに掲げた書類は委託貨物に用いられたもので、会社登録、伐採または木材購入許可、工場登録・許可に関する書類は含まれていない。

表16 ラオスのあるプランテーション・家具会社からイングランドの会社への木材製品輸出に用いた書類(2018年9月)

	書類名	説明	発行機関
1	輸送用コンテナに荷積みする前に工場て記入される書類		
1.1	委託貨物用に会社が提供する書類		
a	インボイス	製品の提供者から購入者に送付される書類	木材製品会社



b	梱包明細書	発送品のリスト	木材製品会社
c	原産地証明書	原産国の明示	ラオス商工会議所 (LNCCI)、MOIC の権限下
d	燻蒸消毒証明書	貨物輸送する製品が燻蒸消毒されていることの保証	燻蒸会社 (ラオス国内には3社ある)
e	植物検疫証明書	製品が植物検疫処理を受けていることの保証	ラオス植物検疫当局 (MAF 農業局)
f	保険証券明細表	物品が CIF (運賃、保険料込み条件) で販売される場合	保険会社
<b>1.2: 記入し(ラオス語で)、POIC による承認を受けた書類</b>			
	植林木材製品輸出に対する荷積検査証明書 (フォーム IC-02)	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材および木材製品の輸出に関する法令順守を明示</li> </ul>	POIC, PAFO および POF も検査チームに参加
<b>2: 国境(輸出地点)で記入する書類</b>			
2.1	税関申告書	ASEAN 通関申告書: フォーム B10	Mof 税務局 税務管理課 国境税関ユニット
2.2	梱包明細書	委託貨物の中身の説明 (種類、寸法、個数等)	Mof 税務局 税務管理課 国境税関ユニット
<b>3 国境中継地点(タイの港)で記入する書類</b>			
	船荷証券	UNCTAD/ICC 複合運送書類に関する規則 (ICC パブリケーション 481) の対象となる船荷証券の交付	運送会社

上記のうち、インボイス、梱包明細書、原産地証明書、植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(フォーム IC-02)を別添資料6. 3、6. 4、6. 5、6. 6示した。

## 4 その他

### 4.1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)

ラオスは2004年3月1日にCITESを批准し、2004年5月30日に発効した。3.3.4に示した通り、ラオスは現在国内のラオスにおけるCITESと国内法令による保護樹種の整合性を明確にする努力を行っている。CITESの管理当局はMAFの林業局、科学当局は科学技術省(Ministry of Science and Technology)バイオテクノロジー生態学研究所(Biotechnology and Ecology Institute)である。

### 4.2 木材および木材製品の合法性／持続可能性に関する自主的制度

自主的な森林認証制度の活用は、現在のラオスにおいて木材・木材製品の合法性を確認できる唯一の方法であると考えられる。ラオスにはFSC認証林が3カ所、FSC認証木材加工業者は2者存在する(1.1.4参照)。FSC認証林2カ所は海外企業による植林地、1カ所はDOF/MAFが管理する天然生産林であるものの、ラタン(非木材製品)収集を対象としており、現在ラオスには、認証された天然林由来の木材は存在しない。

BA社はユーカリとチークのFSC認証林を有しており、ビエンチャンのFSC認証加工工場、家具等に加工し輸出を行っており、本調査のインタビューでは、合法性確認が実施されたかは不明であるが、英国向けに家具を輸出したことを確認した(3.5.2参照)。DOF/MAFもFSC認証のラタンをFSC認証加工工場で家具として加工している。

ラオス政府は世界銀行のSUFORD(持続可能な林業・農林開発プロジェクト)資金援助を得て、短・中期的に175,789.9haの生産林の認証に向けた取り組みを開始しており、長期的には253,750haの認証を目指している。

## 5 参考文献

FLEGT Laos publications, and Website

Department of Forestry Inspection (DOFI) and Department of Forestry (DOF) "Forestry Legality Compendium ", 3 December 2015:

EIA, "Checkpoints: How Powerful Interest Groups Continue to Undermine Forest Governance in Laos" Sept 2012

Forest Trends, EFI/ EU "Baseline Study 2, Lao PDR: Overview of Forest Governance, Markets and Trade , July 2011

Forest Trends "Importation of timber materials from Laos into Vietnam *Present status and future trends*"

To Xuan Phuc , Nguyen Ton Quyen , Huynh Van Hanh, Tran Le Huy, Cao Thi Cam . April 2016

PADETC/RECOFTC, "Capacity Development Needs Assessment for Lao CSO on Forest Governance including FLEGT-VPA process and REDD+", Christopher Flint , 9 Feb 2018

MRLG "Review and Analysis The State 70% Forestland Policy and its geography in Lao PDR, its implications for land use and land tenure, and constraints to the re-delineation of State Forestland,", Christopher Flint , 2 March 2018.

Lao Trade Portal

...many .others to be added

FAO, GLOBAL FOREST RESOURCES ASSESSMENT 2010: COUNTRY REPORT: LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC, FRA 2010/112, Rome, 2010

Forests and Trees of the Central Highlands of Xieng Khouang, Lao P.D.R. *A field guide:* Lutz Lehmann Martin Greijmans, David Shenman

Report on Survey of forest cover, 2010, FIPD, DOF, MAF

Sustainable Forestry and Rural Development Project "Laos Certified Forest Products", February, 2013

"The Capacity Development Project for Establishing National Forest Inventory: Completion Report", March 2016, Department of Forestry, Ministry of Agriculture and Forestry Lao People's Democratic Republic. Japan International Cooperation Agency Joint Venture KOKUSAI KOGYO CO., LTD. ASIA AIR SURVEY CO., LTD.

- “Lao PDR’s Forest Reference Emission Level and Forest Reference Level for REDD+ Results Payment under the UNFCCC January 2018”, Department of Forestry Ministry of Agriculture and Forestry, Lao PDR
- “REGIONAL WORKSHOP ON CAPACITY BUILDING NEEDS TO SUPPORT FLEGT IN ASIA FLEGT in Asia: Supporting good governance and responsible trade for Asia’s forest”, Hosted by the Royal Forest Department of the Kingdom of Thailand, Bangkok, Thailand 16 and 17 October 2013
- “Opportunities for Sustainable commercial White Charcoal production in Laos: RESEARCH FINDING”
- “Assessment of existing Supply Chain Control and Legality Compliance Monitoring : From Planning to Landing 3 for Timber from Production Forest Areas of Lao PDR and Conclusions for a future TLAS, GIZ, 10.05.2016
- “Vietnam – Lao Timber trade 2012 – 2015 (and 2016 Update)”, PPT by Forest Trade and Finance, Vientiane 24 May 2016, by Xuan Phuc, Policy Analyst, Forest Trends.
- “Importation of timber materials from Laos into Vietnam: Present status and future trends” Hawa, FPA Binh Dinh and Forest Trends, April 2016 , To Xuan Phuc, Nguyen Ton Quyen, Huynh Van Hanh, Tran Le Huy, Cao Thi Cam
- “Report executive summary: Review of data and information on import and export of timber and timber products of Lao PDR”, Author: To Xuan Phuc, Publish date: 17 May 2018.
- DALAM, MAF, 2018. “Manual for Participatory Forest and Agricultural Land Use Planning, Allocation and Management”. (in Lao Version)
- “Timber Legality Risk Assessment Laos, Country Risk Assessments” NEPCo, support from LIFE programme of the European Union, UK aid from the UK government and FSCTM Version 1.1 | May 2017
- “Opportunities for Sustainable commercial White Charcoal production in Laos”: Research Finding, PTT Consultation meeting, June 26th 2018 NAFRI Prepared by Vongkhamho, S. et al.

## 6 別添資料

### 別添資料6. 1 天然林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-01 フォーム)



**ອ.ຄ 01**

**ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ**  
**ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ**

ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....  
 ພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ ..... ເລກທີ.....  
 ລົງວັນທີ .....

**ໃບຢັ້ງຢືນ**  
**ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ທຳມະຊາດ ເພື່ອສົ່ງອອກ**

– ອີງຕາມການສະເໜີຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....  
 ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....  
 ໃນວັນທີ.....ເດືອນ.....ປີ.....ເວລາ.....ໂມງ, ໄດ້ມີຄະນະກຳມະການກວດກາ ແລະ  
 ຍັງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກ, ຊຶ່ງປະກອບດ້ວຍຜູ້ຕາງໜ້າ ດັ່ງນີ້:

1. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ;
2. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້;
3. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງການເງິນ;

ໄດ້ພ້ອມກັນລົງກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....  
 ຕັ້ງຢູ່: ບ້ານ....., ເມືອງ....., ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....  
 ໂດຍຊ່ອງໜ້າ ທ່ານ ....., ໃນນາມ..... ໂທລະສັບ.....  
 ມີຖື..... ເພື່ອສົ່ງອອກໄປປະເທດ..... ໂດຍຜ່ານດ່ານສາກົນຂາອອກ:.....

**ລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:**

1. **ຂໍ້ມູນຂອງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ**
  - 1.1 ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.2 ໃບອະນຸຍາດດຳເນີນກິດຈະການໂຮງງານເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.3 ສັນຍາຊື້-ຂາຍວັດຖຸດິບໄມ້ (ປຸງແຕ່ງ,ແປຮູບ)ເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.4 ໃບຢັ້ງຢືນການສຳລະເງິນ ຄ່າພັນທະອາກອນເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.5 ກັບຊື້ ໄມ້ທ່ອນເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.6 ໃບອະນຸຍາດເຄື່ອນຍ້າຍໄມ້ທ່ອນຈາກສະໜາມ II ຫາ ສະໜາມ III ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.7 ໃບຢັ້ງຢືນການເສຍອາກອນ (ຜະລິດຕະພັນໄມ້ແປຮູບ, ເຄິ່ງສຳເລັດຮູບ)ຈຳນວນ:.....

1

2. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ທີ່ຄະນະກຳມະການໄດ້ກວດກາ ມີລາຍລະອຽດ ດັ່ງນີ້:

ຫົວໜ່ວຍ ໂຕລາ (USD)

ລ/ດ	ລາຍການຜະລິດຕະພັນໄມ້	ລະຫັດສິນຄ້າ (HS Code)		ຊະນິດໄມ້	ຈຳນວນ	ຫົວໜ່ວຍ	ຂະໜາດ (ຊມ)			ບໍລິມາດ ມ <sup>3</sup>	ບໍລິມາດ ທັງໝົດ ມ <sup>3</sup>	ນ້ຳໜັກລວມ <input type="checkbox"/> ກລ <input type="checkbox"/> ໂຕນ
		ລະຫັດຄຳ (Heading) 4 ໂຕເລກ	ລະຫັດຍ່ອຍ (Sub-Heading) 8 ໂຕເລກ				ໜາ	ກວ້າງ	ຍາວ			
		(3)	(4)									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
1.	ໄມ້ອິດປະສານ (ຕົວຢ່າງ)	44.12	4412.94.00	ຍາງ	500	ແຜ່ນ	5	200	600	0.6	300	
2.	ໄມ້ບູນິນເຊືອມຕໍ່ປະສານ (ຕົວຢ່າງ)	44.09	4409.90.00	ໄມ້ດູ່	1000	ຊິ້ນ	2.5	20	400	0.02	20	
3.												
4.												
5.												
6.												
7.												
8.												
9.												
ລວມ												

ບໍລິມາດລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນຕົວໜັງສື.....  
 ມູນຄ່າລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນໜັງສື.....

**3. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ທີ່ໄດ້ລະບຸໄວ້ໃນຕາຕະລາງ ໄດ້ຂຶ້ນຂຶ້ນລິດ:**

ສີ: .....ປະເພດ: .....ຍີ່ຫໍ້:.....ເລກທະບຽນ:.....ອອກຊື້ໂດຍ:.....

ເລກຈັກ.....ເລກຖັງ.....ຊື່ຜູ້ຂັບລິດ:.....

ເປີໂທລະສັບ:.....

**ຄະນະກຳມະການ ໄດ້ໝົບກົວ ຈຳນວນ .....** ຈຸດ, ຊຶ່ງມີລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:

1. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
2. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
3. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
4. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
5. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
6. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
7. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
8. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
9. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
10. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
11. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....
12. ຈຸດທີ.....ເລກລະຫັດກົວ....., ບ່ອນທີ່ໝົບ.....

**ການຍັງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກ ໄດ້ເຮັດຂຶ້ນທີ່....., ວັນທີ .....**

ໄດ້ກວດກາຄວາມຖືກຕ້ອງຕາມຊະນິດ, ຈຳນວນ ແລະ ບໍລິມາດຕົວຈິງແລ້ວ. ຫາກກໍລະນີກວດພົບເຫັນຢູ່ດ່ານສິ່ງອອກວ່າມີການເອົາໄມ້ຈາກແຫຼ່ງອື່ນມາປິນ ຫຼື ບໍ່ສອດຄ່ອງຕາມໃບຍັງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກນີ້, ແຕ່ສາຍລວດ ແລະ ເມັດກົວຍັງມີສະພາບປົກກະຕິ ແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງຄະນະກຳມະການກວດກາຮ່ວມກັບເຈົ້າຂອງໂຮງງານ. ກົງກັນຂ້າມ, ຖ້າຫາກມີການແກ້ໄຂ, ທຳລາຍ ຫຼື ປ່ຽນແປງສະພາບຂອງສາຍລວດ, ເມັດກົວທີ່ໝົບໄວ້ ຫຼື ດັດປັບລິດເພື່ອເອົາໄມ້ສອດໄສ້ ແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງໂຮງງານ ແລະ ເຈົ້າຂອງລິດເປັນຜູ້ຮັບຜິດຊອບ. ດັ່ງນັ້ນ, ຄະນະກຳມະການກວດກາ ຈຶ່ງໄດ້ລົງລາຍເຊັນນີ້ໄວ້ຮ່ວມກັນເພື່ອເປັນຫຼັກຖານ.

**ຜູ້ອຳນວຍການໂຮງງານ/ບໍລິສັດ**

**ຄະນະກຳມະການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ເພື່ອສົ່ງອອກ**

1. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....
2. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....
3. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....

**ຍັງຢືນ ແລະ ຮັບຮອງໂດຍ**  
ຫົວໜ້າພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ

別添資料6. 2 植林木材製品輸出用の荷積検査証明書(IC-02 フォーム)



**ອ.ຄ 02**

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ  
 ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....  
 ພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ ..... ເລກທີ.....  
ລົງວັນທີ .....

**ໃບຢັ້ງຢືນ**  
**ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ເພື່ອສົ່ງອອກ**

– ອີງຕາມການສະເໜີຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....  
 ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....

ໃນວັນທີ.....ເດືອນ.....ປີ.....ເວລາ.....ໂມງ, ໄດ້ມີຄະນະກຳມະການກວດກາ ແລະ ຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ຈາກສວນປູກ (ຂົນລົດ) ຊຶ່ງປະກອບດ້ວຍຜູ້ຕາງໜ້າ ດັ່ງນີ້:

1. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ;
2. ທ່ານ....., ຕາງໜ້າ ຂະແໜງກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້;

ໄດ້ຜ່ອມກັນລົງກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ຈາກສວນປູກຂອງໂຮງງານ/ບໍລິສັດ.....  
 ຕັ້ງຢູ່: ບ້ານ....., ເມືອງ....., ແຂວງ/ນະຄອນຫຼວງ.....

ໂດຍຊ່ອງໜ້າທ່ານ ..... ໃນນາມ..... ໂທລະສັບ.....  
 ມີຖື.....ເພື່ອສົ່ງອອກໄປປະເທດ..... ໂດຍຜ່ານດ່ານສາກົນຂາອອກ:.....

**ລາຍລະອຽດດັ່ງນີ້:**

1. ຂໍ້ມູນຂອງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ
  - 1.1 ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.2 ໃບອະນຸຍາດດຳເນີນກິດຈະການໂຮງງານເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.3 ການຈັດທະບຽນສັນຍາຊື້-ຂາຍ ເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.4 ໃບຢັ້ງຢືນການເສຍອາກອນເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.5 ສັນຍາຊື້-ຂາຍວັດຖຸດິບໄມ້ (ປຸງແຕ່ງ,ແປຮຸບ) ເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.6 ສັນຍາຊື້-ຂາຍຜະລິດຕະພັນໄມ້ເລກທີ ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.7 ໃບອະນຸຍາດເຄື່ອນຍ້າຍໄມ້ທ່ອນຫຼື ແປຮຸບເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....
  - 1.8 ໃບແຈ້ງລາຄາເລກທີ....., ລົງວັນທີ.....

1



2. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວມບຸກ ທີ່ຄະນະກຳມະການໄດ້ກວດກາ ມີລາຍລະອຽດ ດັ່ງນີ້:

ຫົວໜ່ວຍ ໂຕລາ (USD)

ລ/ດ	ລາຍການຜະລິດຕະພັນໄມ້	ລະຫັດລິນຄັກ (HS Code)		ຊະນິດໄມ້	ຈຳນວນ	ຫົວໜ່ວຍ	ຂະໜາດ (ຊມ)			ບໍລິມາດ ມ <sup>3</sup>	ນ້ຳໜັກລວມ ກວ/ ໂຕນ
		ລະຫັດເຄົ້າ (Heading) 4 ໂຕລາ	ລະຫັດຍ່ອຍ (Sub-Heading) 8 ໂຕລາ				ໜາ	ກວ້າງ	ຍາວ		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1.											
2.											
3.											
4.											
5.											
6.											
7.											
8.											
9.											
ລວມ:											

ບໍລິມາດລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນຕົວໜັງສື.....  
 ມູນຄ່າລວມທັງໝົດ ຂຽນເປັນໜັງສື.....

**3. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ທີ່ໄດ້ລະບຸໄວ້ໃນຕາຕະລາງ ໄດ້ຂຶ້ນຂຶ້ນລົດ:**

ສີ: .....ປະເພດ: .....ຍີ່ຫໍ້:.....ເລກທະບຽນ:.....ອອກຊື່ໂດຍ:.....  
ເລກຈັກ..... ເລກຖັງ.....ຊື່ຜູ້ຂັບລົດ:.....  
ເບີໂທລະສັບ:.....

**ການຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ (ຂຶ້ນລົດ) ໄດ້ເຮັດຂຶ້ນ ທີ່ ....., ວັນທີ .....**

ໄດ້ກວດກາຄວາມຖືກຕ້ອງຕາມຊະນິດ, ຈຳນວນ ແລະ ບໍລິມາດຕົວຈິງແລ້ວ. ຫາກກໍລະນີກວດພົບເຫັນຢູ່ດ່ານສິ່ງອອກວ່າມີການເອົາໄມ້ຈາກແຫຼ່ງອື່ນມາປິນ ຫຼື ບໍ່ສອດຄ່ອງຕາມໃບຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ສວນປູກ (ຂຶ້ນລົດ) ຕາມທີ່ຄະນະກຳມະການກວດກາແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງ ເຈົ້າຂອງໂຮງງານ, ແຕ່ຖ້າຫາກສະພາບຂອງການຫຸ້ມຫໍ່ຜະລິດຕະພັນໄມ້ຫາກຜິດປົກກະຕິ, ຊຶ່ງເຮັດໃຫ້ຕົວເລກຂອງຜະລິດຕະພັນໄມ້ ບໍ່ກົງກັບການຕົວເລກທີ່ເຈົ້າໜ້າທີ່ລາຍງານ ແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງລົດ. ດັ່ງນັ້ນ, ຄະນະກຳມະການກວດກາ ຈິ່ງໄດ້ລົງລາຍເຊັນນີ້ໄວ້ຮ່ວມກັນ ເພື່ອເປັນຫຼັກຖານ.

ສຳລັບການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ (ຂຶ້ນລົດ) ເພື່ອສິ່ງອອກ ແມ່ນບໍ່ມີການນິບກົວ, ແຕ່ຕ້ອງໄດ້ຈືດທະບຽນ (ສັນຍາຊື້-ຂາຍ) ນຳຂະແໜງຄຸ້ມຄອງຊັບສິນຂອງລັດ ທຸກຄັ້ງ ກ່ອນສິ່ງອອກ, ຖ້າບໍ່ດັ່ງນັ້ນ ຈະບໍ່ອະນຸຍາດໃຫ້ສິ່ງອອກ.

**ຜູ້ອຳນວຍການໂຮງງານ/ບໍລິສັດ**

**ຄະນະກຳມະການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້**

1. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....
2. ຊື່.....ລາຍເຊັນ.....

**ຢັ້ງຢືນ ແລະ ຮັບຮອງໂດຍ**  
**ຫົວໜ້າພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ**

別添資料6. 3 植林地由来の家具の英国輸出時に準備されたインボイス

INVOICE No. 2018017/2018/BAFCO											
Exporter: [REDACTED]					Date: 28/8/2018						
Sold to: [REDACTED]					Contact: [REDACTED] PRN No: [REDACTED] PO.No: [REDACTED] PI: No: [REDACTED]						
Delivery address: [REDACTED]					Delivery week: ETD: September 2018 ETA: October 2018						
Pre-Carriage by: Truck			Place of receipt by pre-carrier Burapha wood factory at Nabong, Lao PDR			Country of Origin: LAO PDR		Country of Final Destination: United Kingdom			
Vessel Name / Voy No. / Port of Loading					Terms: 50% down payment, 50% Telegraphic transfer remittance loading						
Port of Discharge: Nong-khai			Final Destination: London								
Marks & Note											
Description of Goods											
HS Code	Wooden Furniture				Product Size (cm)		Qty		Rate	Amount	
		H	W	L	Pcs	M2	USD		USD		
4409.29.00	1	Teak Solid Parquet (Chevron plantation teak flooring left planks)			2	12	60	1389	100	45	4,500.00
4409.29.00	2	Teak Solid Parquet (Chevron plantation teak flooring right planks with splines)			2	12	60	1389	100	45	4,500.00
4409.29.00	3	Teak splines for chevron(Left & Right)			0.5	1.2	18	5556		0	
4409.29.00	4	Teak Solid Parquet (Herringbone plantation teak flooring with splines)			2	10	50	4000	200	45	9,000.00
4409.29.00	5	Teak Splines for Herringbone			0.5	1.2	10	8000		0	
4409.29.00	6	Teak OPC Flooring (Sample)			2.5	15	200	2		26.25	52.50
4409.29.00	7	Teak Logged Panel (Sample)			1.2	12	200	2		4.32	8.64
9403.60.10	8	Teak Coffee table (sample)			24	45	120	1		100	100.00
4418.71.00	9	Teak Mosaic Parquet (Sample) Discount 50%			2	45	45	4		10.125	40.50
4418.71.01	10	Teak Mosaic Flooring 1 (Sample) Discount 50%			2	75	75.0	2		28.125	56.25
4418.71.00	11	Teak Mosaic Flooring 2 (Sample) Discount 50%			2	76	76.0	1		28.88	28.88
4412.99.00	12	Teak Laminated Top Table 1 (Sample)			2.5	64	300	1		48	48.00
4412.99.00	13	Teak Laminated Top Table 2 (Sample)			4	64	300	1		76.8	76.80
4412.99.00	14	Teak Laminated Top Table 3 (Sample)			2.5	90	300	1		67.5	67.50
4412.99.00	15	Teak Laminated Top Table 4 (Sample)			4	90	300	1		108	108.00
<b>TOTAL: FOB Bangkok</b>					<b>20,350</b>		<b>400</b>				<b>18,587.07</b>
SAY IN US DOLLARS: EIGHTEEN THOUSAND FIVE HUNDRED EIGHTY SEVEN US DOLAR AND SEVEN CENTS ONLY											
BANK SWIF: [REDACTED] BANK & AD: [REDACTED] CHANTHAB: [REDACTED] BENEFICIA: [REDACTED] NAME & AD: [REDACTED] 46, KAYSON: [REDACTED]					Back Office Manager [REDACTED] [Signature] [Stamp]						
NOTE: SHIPMENT FROM LAO PDR VIA NONKONGJAL, THAILAND TO UNITED KINGDOM, LONDON											

別添資料6. 4 植林地由来の家具の英国輸出時に準備された梱包明細書


PACKING LIST No 2018017/2018/BAFCO												
Exporter:		[REDACTED]						Date: 28/8/2019				
Sold to:		[REDACTED]						Contact: [REDACTED] PRN No: [REDACTED] PO.No: [REDACTED] PI : No: [REDACTED]				
Delivery address:		[REDACTED]						Delivery week: ETD: September 2018 ETA : October 2018				
Pre-Carriage by:		Place of receipt by pre-carrier Truck: Burapha wood factory in Vientiane				Country of Origin:		Country of Final Destination:				
Vessel Name / Voy No. / Port of Loading						LAO PDR		United Kingdom				
Port of Discharge:		Final Destination:				Terms : 50% down payment; 50 Telegraphic transfer remittance loading						
Nongkhai		London										
HS Code	Marks & Note	Description of Goods	Packing Size (CM)			Qty			G.W kg	N.W kg	Volume m3	
			H	W	L	PCS	Carton box	Pallet			Wood	Total
4409.29.00	1	Teak Solid Parquet (Chevron plantation teak flooring left planks with splines)	114	101	120	1389		6	1,429.0	1,389.00	2.000	8.290
4409.29.00	2	Teak Solid Parquet (Chevron plantation teak flooring right planks with splines)	114	101	120	1389			1,429.0	1,389.00	2.000	
4409.29.00	3	Teak splines for Cervron (Left & Right)	40	34	34	5556	1		1.9	1.50	0.060	0.046
4409.29.00	4	Teak Solid Parquet (Herringbone plantation teak flooring with splines)	114	101	120	4000		4	2,080.0	2,000.00	4.000	5.527
4409.29.00	5	Teak Splines for Herringbone	40	34	34	8000	1		2.5	2.00	0.048	0.046
4409.29.00	6	Teak OPC Flooring (Sample)	7	20	205	2	1		10.0	5.00	0.015	0.057
4409.29.00	7	Teak Logged Panel (Sample)	5	15	205	2	1		7.0	3.50	0.006	0.031
9403.60.10	8	Teak Coffee table (sample)	45	45	120	1			8.1	8.10	5.184	5.184
4418.71.00	9	Teak Mosaic Parquet (Sample)				4			9.5	9.50	0.016	0.363
4418.71.00	10	Teak Mosaic Flooring 1 (Sample)	30	93	130	2		1	12.8	12.80	0.023	
4418.71.00	11	Teak Mosaic Flooring 2 (Sample)				1			13.0	13.00	0.012	
4412.99.00	12	Teak Laminated Top Table 1 (Sample)	3	70	305	1	1		27.0	27.00	0.048	0.064
4412.99.00	13	Teak Laminated Top Table 2 (Sample)	6	70	305	1	1		32.7	32.70	0.077	0.128
4412.99.00	14	Teak Laminated Top Table 3 (Sample)	3	95	305	1	1		32.0	32.00	0.068	0.087
4412.99.00	15	Teak Laminated Top Table 4 (Sample)	6	95	305	1	1		37.6	37.60	0.108	0.174
<b>TOTAL</b>						<b>20,350</b>	<b>8</b>	<b>11</b>	<b>5,132.1</b>	<b>4,962.70</b>	<b>13.664</b>	<b>19.997</b>
NOTE: IN-TRANSIT SHIPMENT FROM LAO P D R VAI NONGKHAI, THAILAND TO UNITED KINGDOM, LONDON												



別添資料6. 5 植林地由来の英国家具の輸出時に準備された原産地証明書

**LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC** 187 **ORIGINAL**  
Peace Independence Democracy Unite Prosperity

**MINISTRY OF INDUSTRY AND COMMERCE**  
LAO NATIONAL CHAMBER OF COMMERCE  
AND INDUSTRY



No. 1848090187

**CERTIFICATE OF ORIGIN**

By the request of..... **RY CO., LTD** .....

the Certificate of Origin is given by Lao National Chamber of Commerce and Industry to cover the shipment of.....  
.....**WOODEN FURNITURE**.....details of which are given hereunder.

MARKS	QUANTITY	DESCRIPTIONS	WEIGHT
CASATA LIMITED GREEN CREST, GLEN ROAD END, WALLINGTON, SM6 ORW, UK LONDON UNITED KINGDOM	20,350 PCS 13.664 CUB	1. TEAK SOLID PARQUET(CHEVRON PLANTATION TEAK FLOORING LEFT PLANKS) 2x12x60CM	GW 5,132.1 KG N.W 4,962.70 KG INVOICE NO 2018017/2018/BAFCO DATE: 28/08/2018
		2. TEAK SOLID PARQUET(CHEVRON PLANTATION TEAK FLOORING RIGHT PLANKS WITH SPLINES) 2x12x60CM	
		3. TEAK SPLINES FOR JOINT SOLID PARQUET CHEVRON (FOR FREE) 0.5x1.2x18CM	
		4. TEAK SOLID PARQUET(HERRINGBONE PLANTATION TEAK FLOORING) 2x10x50 CM	
		5. TEAK SPLINES FOR SOLID PARQUET HERRINGBON(FOR FREE) 0.5x1.2x10 CM	
		6. TEAK OPC FLOORING (SAMPLE) 2.5x15x200 CM	
		7. TEAK LOGGED PANEL (SAMPLE) 12x12x200 CM	
		8. TEAK COFFEE TABLE (SAMPLE) 2x45x120 CM	
		9. TEAK MOSAIC PARQUET (SAMPLE) DISCOUNT 50% 2x45x45 CM	
		10. TEAK MOSAIC FLOORING 1 (SAMPLE) DISCOUNT 50% 2x75x75.0 CM	
		11. TEAK MOSAIC FLOORING 2 (SAMPLE) DISCOUNT 50% 1x76x76.0 CM	
		12. TEAK LAMINATED TOP TABLE 1 (SAMPLE) 2.5x4x300 CM	
		13. TEAK LAMINATED TOP TABLE 2 (SAMPLE) 4x4x300 CM	
		14. TEAK LAMINATED TOP TABLE 3 (SAMPLE) 2.5x4x300 CM	
		15. TEAK LAMINATED TOP TABLE 4 (SAMPLE) 4.9x4x300 CM	
TOTAL: TWENTY THOUSAND THREE HUNDRED FIFTY (20,350) PIECES ONLY*** THIRTEEN POINT SIX HUNDRED SIXTY FOUR (13.664) CUBIC METERS ONLY***			

Shipper : FROM VIENTIANE CAPITAL LAO P.D.R VIA NONGKHAI PORT THAILAND BY TRUCK AND TO UNITED KINGDOM LONDON BY SEA.

Consignee : ..... UK LONDON, UNITED KINGDOM.


Vessel : NONGKHAI, THAILAND Loading on or about .....

Destination : UNITED KINGDOM, LONDON.

On the basis of control carried out Lao National Chamber of Commerce and Industry certifies that all the goods mentioned above were wholly produced in the Lao People's Democratic Republic or otherwise stated.

This certificate refers only to the original source of the goods and the certification does not cover other matters.

Issued in Vientiane on 07/09/2018 in one original with additional 3 copies.

  
**Souphaphone KHAMSENNAM**  
( Authorized Signature )

L 002203





3. ຜະລິດຕະພັນໄມ້ ສວນປູກ ທີ່ໄດ້ລະບຸໄວ້ໃນຕາຕະລາງໄດ້ຂຶ້ນຂຶ້ນລິດ:

ສີ: 212 ປະເພດ: ຄຳ  
 ຍີ່ຫຍ້: Hino  
 ເລກທະບຽນ: 61-3084  
 ອອກຊື່ໂດຍ: ບ.ສ.ສ.ພ.ທິ ທ.ບ.ອ.ປ.ວ  
 ເລກຈັກ: 708E-UDH12346  
 ເລກຖັງ: FM83NLD-12968  
 ຊື່ຜູ້ຂັບລົດ: ທ.ສິນທິ ສິຈິນທິ  
 ເບີໂທລະສັບ: 080-846-1730

ການຢັ້ງຢືນຜະລະຕະພັນໄມ້ (ຂຶ້ນລິດ) ໄດ້ເຮັດຂຶ້ນທີ່ ສ/ທ.ປູ.ແຈງ.ໄ.ວ.ລ.ພ., ວັນທີ 14/8/2018 ໄດ້ກວດກາຄວາມຖືກຕ້ອງຕາມຊະນິດ, ຈຳນວນແລະບໍລິມາດຕົວຈິງແລ້ວ. ຫາກກໍລະນີກວດພົບເຫັນຢູ່ດ້ານສິ່ງອອກວ່າມີການເອົາໄມ້ຈາກແຫຼ່ງອື່ນມາປົນຫຼືບໍ່ສອດຄ່ອງຕາມໃບຢັ້ງຢືນຜະລິດຕະພັນໄມ້ສວນປູກ (ຂຶ້ນລິດ) ຕາມທີ່ຄະນະກຳມະການກວດກາແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງໂຮງງານ, ແຕ່ຖ້າຫາກສະພາບຂອງການຫຸ້ມຫໍ່ຜະລິດຕະພັນໄມ້ຫາກຜິດປົກກະຕິ, ຊຶ່ງເຮັດໃຫ້ຕົວເລກຂອງຜະລິດຕະພັນໄມ້ບໍ່ກົງກັບການຕົວເລກທີ່ເຈົ້າໜ້າທີ່ລາຍງານແມ່ນເປັນຄວາມຮັບຜິດຊອບຂອງເຈົ້າຂອງລົດ. ດັ່ງນັ້ນ, ຄະນະກຳມະການກວດກາ ຈຶ່ງໄດ້ລົງລາຍເຊັນນີ້ໄວ້ຮ່ວມກັນ ເພື່ອເປັນຫຼັກຖານ. ສໍາລັບການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້ສວນປູກ (ຂຶ້ນລິດ) ເພື່ອສິ່ງອອກແມ່ນບໍ່ມີການນິບກົວ, ແຕ່ຕ້ອງໄດ້ຈິດທະບຽນ(ສັນຍາຊື້-ຂາຍ) ນໍາຂະແໜງຄຸ້ມຄອງຊັບສິນຂອງລັດທຸກຄັ້ງກ່ອນສິ່ງອອກ, ຖ້າບໍ່ດັ່ງນັ້ນຈະບໍ່ອະນຸຍາດໃຫ້ສິ່ງອອກ.

ຜູ້ອໍານວຍການໂຮງງານ/ບໍລິສັດ

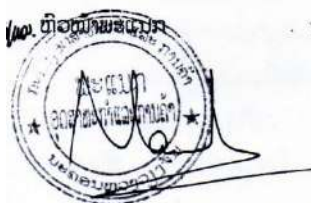


ສຸໂພວັນ ຫຼ່ງຈັນໄຂ

ຄະນະກຳມະການກວດກາຜະລິດຕະພັນໄມ້

1. ຊື່: ປ.ສິນທິ ສິຈິນທິ ລາຍເຊັນ
2. ຊື່: ບ.ບ.ວ. ລາຍເຊັນ

ຢັ້ງຢືນແລະຮັບຮູ້ໂດຍ



ນ. ວັນມະນີ ພິມມະສານ

ໜ້າ 13